

第二十八回 参議院文教委員会會議録第五号

昭和三十三年三月四日(火曜日)午前十一時五十一分開会

委員の異動

本日委員川口爲之助君及び秋山長造君
辭任につき、その補欠として前田佳都
男君及び松澤靖介君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君

理事

委員 野本 品吉君
林田 正治君
常岡 一郎君
川村 松助君
下條 康隆君
前田佳都男君
吉江 勝保君
高田なほ子君
松澤 靖介君
松永 忠二君
大和 与一君
吉田 法晴君

委員

國務大臣 松永 東君

政府委員

文部大臣官房 齋藤 正君
總務参事官 天城 勳君
文部大臣官房 内藤豊三郎君
文部省初等中 等教育局長 緒方 信一君
文部省大学 学術局長 福田 繁君
文部省社会 教育部局長 小林 行雄君
文部省管理局 長

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件

○教育、文化及び學術に関する調査の
件

(当面の文教政策に関する件)

○委員長(湯山勇君) これより文教委
員会を開会いたします。

前回の委員会で南極地域観測隊隊長
の永田武君及び宗谷の松本船長に対し
て、当委員会から感謝激励の電報を打
ちましたが、それに対してあいさつの
返事が参つておりますから、御報告申
上げます。

昭和三十三年三月三日

参議院文教委員長殿

南極地域観測隊隊長 永田武

御懇篤な電報を拝受いたし恐縮に
存じます。われわれ微力のあらん限
りを尽して努力いたしました。が、不
幸にして第二次越冬観測の目的を達
することを得ず、国民各位に対し誠
に申し訳なく存じております。南極
の自然の偉大なることをいまださらの
如く痛感し、わが国といえども南極
遠征に関する先進各国と同様に、少
なくとも数カ年の年月をかりして、
じっくり対処するのてなくして、南
極大陸の一角に厳然たる基地を築き
あげることは難しいと悟りました。
若し、許されずならば、今回の経
験を足場として、われわれ一同想を
新たに、再び昭和基地に帰り、
この前人未踏の地の科学的開発をつ

づけさせていただきたいと念願して
おります。

貴委員長はじめ委員各位のこれま
での御厚意を厚く感謝し、併せて今
後の御鞭撻を、お願いいたします。
以上であります。

○委員長(湯山勇君) 引き続き、当面
の文教政策に関する件を議題といたし
ます。質疑のある方は順次御発言を願
います。なお、社会教育部長、大学学
術局長も後刻見えるはずでございます。

○松永忠二君 前回に引き続いて、少
しまとめて教育課程の問題について見
解をお聞かせしたいと思つております。
それより前に、この前、初中局長が申さ
れました中で少し……まあ非常に私
ども不穩当だといふように考えられる
ような言葉があつたと思つて、
当分の間、初等中等教育局で作るとい
う「当分の間」といふのは、司令部が
ら言われたので、そういうふうにした
というお話があつたわけですが、そう
いふことになると、私たちは司令部の
方からどういふような話があり、どう
いふような経過をもつてそれがそう
なつたのかといふことを明確にお聞き
をした上で、私たちは党内でも一つ相
談をしてみたいと思つてあります。
ただ、そういう意向があつたが、
結局文部省として討議をされて、
いふふにしたいといふお話であれば別
でありますけれども、そういう点につ
いては、やはりその言葉を改めるな
り、あるいは明確にするなりしておい

ていただきたいと思つておりますが、その
点について一局長の方から御意見を
聞きたいわけでありまして。

○政府委員(内藤豊三郎君) 私は文部
省設置法の制定……、たしか設置法が
改正になりましたときに、当時占領下
にありましたので、その間の事情を申
し上げたわけでございます。

○松永忠二君 その間のことを申し上げ
たといふお話であります。その間
そうであつて、そういう意向もあつた
けれども、当時の文部省の責任におい
てそういうものを決定したといふふう
に私たちは考へるわけですが、押しつ
けられてそういうふうになつたんで
あつて、全然文部省の意思ではなかつ
たといふお話なのか、やはり文部省と
してもそれを討議されて、現状ではそ
ういふふうにするのが適当だと考へ
られて法律に定められたのか、そこを
明確にさせていただきたいと思つてお
あります。

○政府委員(内藤豊三郎君) そういう
司令部のサセツションもありました。
文部省としては、その当時においては
この設置法の改正が妥当である、か
ように考へたわけでありまして。

○松永忠二君 大体それでわかりまし
たが、教育課程といふのは、今法的に
はどういふ性格のものかといふふうな
解釈をされているのか、その点を一つ
お聞かせいただきたい。

○政府委員(内藤豊三郎君) これは御
承知の通り、学校教育法施行規則に教
育課程の規定がございますので、この

教育課程は学習指導要領の基準による
と、こういうふうな規定されておるの
でございます。ですから、教育課程の
基本に関するものは文部大臣がきめ得
ると、かように考へております。

○委員長(湯山勇君) 委員の異動があ
りましたから、この際委員の異動につ
いて報告いたします。本日、川口爲之
助君及び秋山長造君が辭任され、補欠
として前田佳都男君及び松澤靖介君が
選任されました。以上であります。

○松永忠二君 そうすると、こういう
ふうな解釈をしてよろしうございま
すか。その教育課程の基準を設定する
といふことは、いわゆる文部省の仕事、
権限だ、しかし教育課程の編制とか、
実施をするといふことについては、こ
れは地方教育委員会の責任だといふ
うに解釈をしていいのかどうか。

○政府委員(内藤豊三郎君) 国の基準
に従つて地方が具体的にどういふふう
に教育課程を組むかといふこと、ある
いはその教育課程を実施するか、この
面は都道府県なり市町村の教育委員会
の責任である、かように考へておりま
す。

○松永忠二君 そうすると、私の申し
上げたように、教育課程のどういふ
うなものを編制し、どういふふうな実
施をしていくかといふことは、地方教
育委員会の責任である、従つて文部
省自身は教育課程そのものを作るとい
うことではなくて、教育課程そのもの
は地方の教育委員会が作るというふう

な考え方だと思ふわけであり
ます。そうすると、地方教育行政の、
例の新しい教育委員会法の第四十八条
の2の二というところに学校の組織編
制、教育課程、学習指導、生徒指導、
職業指導及び助言を与えることができ
るというようにことが書かれていて、
そういう意味の指導、助言については
文部省として権限があるということに
なつておるわけでありますが、同時
に、地方教育行政の組織及び運営に關
する法律の第四十九条に、教育課程、
教材の取扱ひその他は教育委員会規則
で必要な基準を設けることができると
いうふうに出ておるわけです。そうす
ると、教育課程の必要な基準を地方の
教育委員会規則で定めることができる
ということになつてゐると、今教育課
程審議会が答申をしてゐるうちに、何
の教科は何時間、何の教科は何時間と
いうふうにはつきり教育課程がきめら
れてゐるわけです。そういう中で必要
な基準というのとは一体どういふことな
のか。それを一つ御説明いただきたい
と思つておられます。

○政府委員(内藤三郎君) 文部省で
きめましますのは基本でございまして、あ
るいは最低の授業時数をきめるわけ
でございまして、これを具体的にどう
いうふうに組むかというところは、これ
は市町村の教育委員会の責任になるわ
けであります。

○松永忠二君 そうすると、新しい教育
課程の何時間、何時間、何時間という
のは、一つの基準であつて、それに基
いて地方の教育委員会が編制をし、実施を
していただくために時間を増減をしていく
ということとは、これは当然あり得ること
だといふふうに考へていいわけですね。

○政府委員(内藤三郎君) いろいろ
ものによりけりだと思ひますが、た
だ、今御指摘の時間配当については、
私も最低基準だと考へておられますの
で、減をする方は差し控へていただき
たいと思ひます。つまり、義務教育と
いうものがどういふ内容のものである
かという点で、これは国民全部に責任
を負わなければならぬ問題だと思ひま
すので、私も義務教育の内容及び
方法の基本については国の基準に従つ
ていただきたい、かような見地から、
ただいま御指摘の時間配当につきま
しては、ふやす方はこれはけっこうで
ございまして、減らす方は、私ど
も基準は最低であると考へておられ
ますので、これを下りますと基準がば
らになつてしまふおそれがあると思
ひますので、減らす方は考へておりま
せん。

○松永忠二君 ただ、あなたの御希望
はわかるわけなんです。文部省の希
望はわかるけれども、必要な基準とい
うのは最低で、それより下つては悪い
とか、上ならいいというふうなもの
はなかろうと思ふのです。基準とい
うものは、あくまで基準であつて、そ
れが最低な基準だといふことはどこにも
法律的に書いてないわけですから、必要
な基準を設けるというところは、何もそ
れより下ならば必要な基準ではなく
て、上でなければならぬという理由
はないと思ひます。希望としてならわ
かるけれども、それがさうだといふ解
釈をすることは、私はできないと思
ふのです、どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 国の方
でやるのは基準でございまして、その点
が現在の施行規則で明瞭になつてい

いものもあるかと思ひます。しかし、
私も今は今後国が守るべき基準につ
いては、はつきり施行規則できめたい、
かように考へておるのであります。

○松永忠二君 私は、あなたのさきに
言われたように、これは要するに文
部省としての一つの希望であるとい
ふことならよくわかるわけなんです。
そういう意味で一つの基準であるけれ
ども、それを下ろす方が上の方が、とに
かくその基準を逸することなくやつて
いく、またさういふ点について文部省
はそれが最低の基準であるので、そ
ういふ点を十分に留意をして編制をし
ていくという指導、助言の権限はあるに
しても、これが下つたからといつてそ
れが違法であるとか、どうかといふ性
質のものではないと思ひます。これは
どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) ちょっと
私、言葉が足らなかつたかと思ひま
す。現行法におきましては、お説の通
り基準の範囲というものは上の場合も
下の場合もあると思ひます。しかし私
どもは、今教育課程の改正に當つて検
討しておりますのは、もちろん省令改
正を含んでおりますので、この場合に
現行のようには基準の範囲が不明確で
困るのじゃなからうか。もう少しこの
基準の範囲を明確にしたい。このうち
国家的な基準として守らなければなら
ないような点は省令の中に盛りたい、
かように考へておるのでございませ

○松永忠二君 別に私は国が基準を
作つて悪いといふことを申し上げてい
るのではなくて、やはり現行法でも基
準を作るというところは認められてい
ることであるし、どこまでもその基準に

従つて、やはり地方の実情に即してそ
れが決定をされ、編制をされ、実施を
されていくべきものだと思う。それを
決定的なワクづけを行うといふことは
非常に逸脱だと私は考へるわけであ
ります。そこで大臣に質問したいので
すが、文部省で出されてゐる学習指導要
領の一般編という所に教育課程につ
いて、さういふことが書いてあるわけ
です。「教育課程は、それぞれの学校
で、その地域の社会生活に即して教育
目標を考へ、その地域の児童や生徒の
生活を考へて、これを定めるべきであ
る」といふふうな書いてある。だから
教育課程は、それぞれの学校でその
地域の社会生活に即して教育の目標を
考へ、その地域の児童や生徒の生活を
考へてこれを定めるのであつて、学校
で定めるのだといふふうなことが出て
おるわけなんです。さういふふうな性格を
持つてゐるという説明をしてゐる教育
課程が、今同じ法律の中でこれをどう
しても守らなければならぬ、しかも
文部省の作った基準通りにやらなけれ
ばできないといふふうな教育課程その
もの自体を文部省が作るというふう
な、さういふふうなものに性格を変へ
て、さういふものかどうか。さういふ
点について一つ大臣の、同じ法律の
に、法律の改正といふものが行われな
いのに解釈がどんどん変更されてい
つて、前には教育課程といふものはそ
れぞれの学校で、その地域の実情に即
して編制をされていくべきだ、権限事項
としては教育委員会がそれをいろいろ
と基準を出していくといふことはある
としても、学校で教育課程といふもの
については実情に即してやつていく
べき性質のものだといふふうな規定づけ

をしてゐるわけなんです。法律が何ら変
らないのかかわらず、その性格がどん
どん変更していつてしまふといふこと
は、一体正しい法律の施行されてゐる
状況であると思へるのかどうかとい
ふ点について、文部大臣に御意見を聞
かせていただきたいと思います。

○國務大臣(松永東君) 文部省とい
たしましては、教育課程の基本だけを
きめまして、そして各都道府県教育委
員会で、実施についてはやはりその
土地々々の実情に即してさういふ
ところの教育課程の基準だけはやは
りそれを中心として実施してもらいた
いといふのが今までの行き方だとい
ふふうに心得ております。

○松永忠二君 大臣の御答弁による
と、結局従前通りの、つまり教育課程
といふふうな性格を考へてゐるとい
ふわけですね。

○國務大臣(松永東君) 今までのこと
を私は申し上げたのであります。松永
委員の御説は、これから先の改正に基
いての心がまえ、それは今局長が申し
上げたのですが、実情に即して新しく
今基本的な考え方方を打ち出してみた
といふふうな考へておるわけなんです。
○松永忠二君 そうすると、今の法律
では、法的な解釈ではさうだけれど
も、今後はさういふ点については新し
い方法でいくのだといふふうな、具
体的にどの法律をどういふふうに変
えるのか。

○國務大臣(松永東君) 教育課程の基
本問題については、大体この八月ごろ
きめたいといふふうな考へておるの
ですが、しかし、まだどこをどうするか
といふことはきめておりません。今研

究中に属しておるのです。しかしながら、大体これまでの教育課程基本と大して違わない範囲においてきめたいというふうに考えております。

○松永忠二君 だいぶ同じことになるのでありますが、今、文部省が、局長が言われたような性格のものに変えていくのに、変えなければいけないとくさんの法律があるわけでありまして。たとえば地方教育——一つ聞いてごらんない。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中でも、第四十八条と

いうところに、教育課程というものの、文部省は指導及び助言を与えることができるというところが出てくるわけなんです。それから文部省の設置法の第八條の十三というところには、左のような方法によって、教育課程のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えることというのが出ております。要するに教育課程そのものを文部省が作るのではなくて、教育課程の編制というよりなことは、各教育委員会が実施をするので、それについての指導と助言というものを与えるというふうに出てくるわけなんです。ところが、教育課程そのものを作つて、それをそのままやらせるといふことになるならば、今申し上げましたように、新しい教育委員会法の四十八条も、四十

九条の基準をきめることも、設置法も、皆改めていかなければできないわけなんです。そういうことをやつて、教育課程そのものを作つて、そのままに実施させるといふような方向にいくのか、それとも教育課程は、従前通り基準は文部省で作るけれども、やはりその基準は、望ましい基準としては最

低の基準だけれども、地方が編制をし、実施をする権利は従前通り、今局長が言われたように、文部省が、そういう権限はやはり地方教育委員会にあるという法律をそのままに認めてやつていきたいと、こういうふうに考えていかないと、どういふふうに考えるのか、どつちですか。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま御指摘の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の四十八条及び四十九条並びに文部省設置法に関する権限は、毛頭変える意思はございません。現行通りでございます。ただ、もちろん地方の教育委員会が具体的に教育課程をきめる場合、これに対しては文部省が指導、助言をする。この線は一つの線でございます。同時に、学校教育法の方では、これは学校教育法自体からどういふ教科を置くか、その教科の基準に関するものは、これは文部大臣の権限にまかされておるわけですか、この点は、学校教育法及びその施行規則の方において問題を処理しているわけなんです。今お尋ねの点は、むしろ学校教育法施行規則の問題になつてくると思ひます。

○松永忠二君 私は、その施行規則を変えて、教科を設定しても、あるいはどういふことを施行規則でお変えになつたとしても、今言つたように、文部省の権限というものは、そういう指導、助言の権限がある。そうしてまた学習指導要領の基準を作るといふ、そういう権限を持つておるということ以外にはないのか。従つて今言う通り、行政法を変えない以上、今申し上げたような教育課程に対する文部省の権限が拡大されるということはないわけですか。私たちは、現在の法律をもつ

てしては、どうしてもそのものの自体を、教育課程そのものを作つて、それを押しつけていくという形には、どうしてもなり得ないというふうに考へるが……。

○政府委員(内藤三郎君) これは、お話の点は、主としてこの学校教育法、それに基く施行規則によつて、文部大臣の権限は明確になつておるわけなんです。今お話しの方は、指導、助言、これはきまつたことに対する指導、助言であつて、学校教育法施行規則でどういふ教科を置くか、それからまた、その基準をどういふふうにするか、これは学校教育法から文部大臣に直接ゆだねられた権限でございます。私どもはこの間に何ら食い違ひがないと考へます。むしろ文部省設置法のこの権限の範囲を規定したものであります。権限の行使の仕方は、学校教育法及びその施行規則に基くわけであり

ます。

○松永忠二君 それはさつきから申し上げておるじゃありませんか。教育課程の基準を作るといふこと、教育課程は学習指導要領の基準による、基準を設定することは、文部大臣の権限であり、教科を作ることも権限であるけれども、その教育課程の基準というものは、あくまで基準であるのだから、従つてその基準に基いて実施しあるいは編制をする権利は、地方教育委員会にあるのだ、これは別にその権限を施行規則の中で拘束することはできないでしよう。その施行する権利や編制権を学校教育法の施行規則の中で拘束することを考へておるわけじゃないのでありましよう。そうなつてくれば、あ

くまでも実施権と編制権を持つておる地方教育委員会が、行政法に基いて必要な基準を設定し、そうしてまた、それを編制していくというところは権限事項である。あなたのおっしゃるように、学校教育法の施行規則の中で考へていくというのには、教科を設定したりすることでありましよう。教科を設定したからといって、その教科に基いて教育課程というものが編制をされたとしても、文部省の出されるものは、あくまで基準だといふことについては、さつきから申し上げておるうちに、あくまでも基準である。基準を作る権限が文部省にないといふことは、私どもは言つておるわけじゃない。従つて現在の解釈をもつてすれば、私は将来もまた、今考へておる局長の考へ方をもつてすれば、教育課程というものは、あくまでも文部省の考へておるのは基準であつて、基準に基いて地方教育委員会が編制し、実施をしていくという権利を持つておる。

編制をし、実施をするときに、一つの基準を設定することができるといふ法律がきめてある以上、文部省の教育課程をそのままびしやりやらないから、言えないと思ひます。だから、大臣にお聞きしたいことは、今の話から、結局文部省が今後改めようといふことを考へておるとしても、それはあくまでやはり教育課程の基準を設定するといふことを文部省が行う、編制と実施をする権利はあくまで地方教育委員会にあるという従前の法律規定を変更する意思はないと思ひます。それが、それで誤まりはありませんか。

○国務大臣(松永東君) 私の考へは、文部省といつたしましては、教育課程の

基本は大臣が作る、その大臣が作り出した教育課程の基本、基準に基いて、各都道府県の委員会が実施権、編制権を持つておる。でありますから、この教育課程の基本が改正せられれば、それに従つて、やはり地方の実施権、編制権も変つていかんければならぬ。すなわち、そうした間柄から、やはり指導、助言等を大臣がやつていくことができるというふうに考へております。

○松永忠二君 だから、大臣の言われておることは、私の言つておることと同じです。基準が変るから、基準が変つてくるので、それに基いて地方の教育委員会が編制や実施をする権利を、変えるのじゃなくて、実施やこの編制の仕方を變えるのだ、権利を變えるわけじゃないのでありましよう。だから、従つて文部省が出しておるものはあくまで基準であるといふことについては、誤まりがないわけでありましよう。その点を文部大臣にお聞きしておるわけなんです。今後は、いや基準を作るということではなくて、教育課程そのものを作つて実施をさせるということにするといふことではなくて、やはり従前の通りの基準を作るのだといふことにあるらうと思ひます。それで誤まりはないと思ひます。どうですか。

○国務大臣(松永東君) 私どもの考へ方は、これは松永委員の仰せになることと同じことじゃなかつたと思ひます。が、要するに、この八月までのうちに教育課程の基準を一つ改正する、そういうふうにして考へております。そこでその基準に基いて都道府県の方ではやはり実施をしておられる。しかも編制もそれに基いてしておられる。それに基

いてやはり文部大臣としては指導、助言をする権限を持つておる、こういうふうに考えております。

○松永忠二君 わかりました。従つて私たちの考えでは、文部省が今後考えていることは、基準を変更するという

ことを考えているのであつて、基準の性格そのものを変えていくことではない。従つて、従前通り、教育課程についてはあくまで地方教育委員会が編制権と実施権を持つてゐるのだ、従つてそれに必要な基準を教育委員会が作つて、最低であらうと——基礎は最低としても、その増減は地方教育委員会の権限に属するというふうに解釈をしていくべきだと私たちは思うわけであり

ます。そこで大臣におも一つお聞きいたしたいのは、学習指導要領の性格であります。学習指導要領というものは、一体どういふ性格を持つてゐるのか。これは大臣にあつたらしく聞きたいと思つたので、局長の方から一つお聞かせをいただきたいのであります。が、学習指導要領というものは、現在の法律ではどういふ性格を持つておるものであります。

○政府委員(内藤三郎君) これは、法的にはむしろ告示のようなものだと思つてゐます。ですから省令ではございませんが、省令と通達の間になる、まあ告示的なものなものを考へております。

○松永忠二君 一体それはどういふことなんでしょうか。もつとはっきり御説明して下さい。告示、省令ではなくて、告示だとか何とかというお話でありますが、しかしそういうことと、一体その学習指導要領というふうなものについて、学習指導要領の基準は文部省

が作るということだが、その学習指導要領そのものをそのまゝ一体やらなければできないものなのか、法律上の規制を持つておるものなのか。そういう性格もあわせて一つ御説明をいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) この学習指導要領という性格は非常に法的にも、めんどろな性格を持つておる。実は昔は、主としてこれは教授要目及びその取扱ひといふことになつて、これは訓令で出たものでござい

ます。ところが御承知の通り、終戦後、この学習指導要領といふ、いわゆるコース・オブ・スタディといふ形で教育の基本を示すやうになつたのでござい

ます。これがどういふ法的な性格を持つたかといふ尋ねでございますが、この中には、いわゆる国の基準になるやうなもの、それから教育の扱い方

と、要素がいろいろあるわけでございます。たとえば何を何時間やるといふやうな一般編に出ておるやうなところの時間配当のやうなものは、むしろ国家的な基準ではなからうかと思つております。それから、中に盛られた教育の内容及びその取扱ひにつきましては、ある面では、指導法のような面も入つておるものでございまして、多少この学習指導要領といふ性格が内容的にはいろいろなものを含んでおる、こ

ういふに御了解いただいて、法的には文部大臣が作成したところの教育の基本方針である、こ

ういふに御了解いただいて、法的には文部大臣が作成したところの教育の基本方針である、こ

ういふに御了解いただいて、法的には文部大臣が作成したところの教育の基本方針である、こ

ういふに御了解いただいて、法的には文部大臣が作成したところの教育の基本方針である、こ

ういふに御了解いただいて、法的には文部大臣が作成したところの教育の基本方針である、こ

は、従来指導要領につきましては、別

○松永忠二君 だいたひはつきりしてき

○政府委員(内藤三郎君) これは、

○松永忠二君 そうすると、もう少し

○松永忠二君 もう少しで終りたいと

てくると、学習指導要領といふのは一

○政府委員(内藤三郎君) この従来

○松永忠二君 もう少しで終りたいと

○松永忠二君 もう少しで終りたいと

○松永忠二君 もう少しで終りたいと

おる面もありましようし、あるいは手
引きの面もありましようし、あるいは
告示の面もありましようし、それぞれ
やはり役所に従来からのしきたりとい
いますか、慣例といひますか、そうい
うものがあつて、結局この学習指導要
領も右申し上げるようないろいろの性
格を包含しておるものと認められる。

○松永忠二君 それはしかし大へ
ん——さつき話が出てきたように、学
習指導要領を法制的拘束力を持つよう
にさせていくというようなことは、現
状では学習指導要領の基準を文部省が
作つて、そしてそれに基いて教育課
程が編制されるというのだから、これ
以上整備するということになれば、学
習指導要領を文部省はこしらえて、そ
うしてそれに基づいて教育課程を全部
作つて、それを地方でそのままやらせ
て、今日まで行われておるといふふう
に考へておる。でありますから、これ
を御指摘にもありました通り、もう少し
し研究しまして、この八月までにはこ
れを法制化するか何かして、そして
皆さんの納得のいくように、一つ作つ
てみたいといふふうに今研究を重ねて
おります。

○松永忠二君 大臣は簡単にさうい
ふうな言葉を申されるのであります
が、学習指導要領を法的に整備するこ
とはどういふことなんでしょうか。言
葉は非常に簡単にお使いになるのです
が、その学習指導要領を法的に整備す
るといふのは、具体的にどういふふう
にすることなのか、さういふことを一
つ内容をお聞かせ下さい。どういふこ
となんですか、法的に学習指導要領を
整備するといふことは。

○国務大臣(松永東君) これは、法制
化するといふ考へを持つておるわけ
じゃないのです。しかし、もう少し拘束
力を持たせるようにした方がいいのか
悪いのか、もしくは今まであつた通り
やはり参考書類とし、手引きとして存
在しておいた方がいいのか、さうい
うのを一つ研究せねければならぬ、こ

ういうことで今一生懸命研究を重ねて
おるところなのです。

○松永忠二君 それはしかし大へ
ん——さつき話が出てきたように、学
習指導要領を法制的拘束力を持つよう
にさせていくというようなことは、現
状では学習指導要領の基準を文部省が
作つて、そしてそれに基いて教育課
程が編制されるというのだから、これ
以上整備するということになれば、学
習指導要領を文部省はこしらえて、そ
うしてそれに基づいて教育課程を全部
作つて、それを地方でそのままやらせ
て、今日まで行われておるといふふう
に考へておる。でありますから、これ
を御指摘にもありました通り、もう少し
し研究しまして、この八月までにはこ
れを法制化するか何かして、そして
皆さんの納得のいくように、一つ作つ
てみたいといふふうに今研究を重ねて
おります。

○国務大臣(松永東君) 問題を研究し
ておるところはそこなんです。ただ
一片の通達だけで、何の拘束力もない
でもいかに面もある、しかしさうい
うことをやつてほしいといふ望ましい点
も多分に含まれてゐる。でありますか
ら、さういふ点を研究して、もう少し
各地方々々の実情に即応するように実
施をしてみようのと同時に、文部省の
意図のあるところを順守してみよう
うにせなければいかぬといふふうに考
へまして、どういふふうにするかとい
うことを今研究いたしまして、八月ま
では一つ作り上げようといふことにな
つておるわけです。

○松永忠二君 だいたいいろいろお聞き
しましたので、私は終りたいと思ひの
であります。いろいろまあ御研究を

なさるといふお話でありますけれども、
現実には学習指導要領の基準を文部省
が作り、その学習指導要領の基準に
よつてできるだけそれに沿つて編制を
し、実施をしてみようといふこと
を通過等でお出しになるということ
であるので、さういふ点については徐々
にさういふ整備をされていくわけなん
です。従つてこれ以上私たちはそれを
検討をして、学習指導要領そのものを
実はそのまゝ実施をするように、教育
課程そのものを、そのまま地方が実施
をしなければいけないように、法的に
改めていくといふことになると、これ
は私たちが新しく作つた教育委員会法
の精神にもとる点があるし、もちろ
ん当初の教育委員会法の精神とは全然
違つたものが出てくるので、さうい
う点についてはむしろ通達を出して基準
を強化するといふことについて、わ
れわれとしては相当疑念を持つておる
わけなんです。それをなお一そう法
的に整備をしていくといふことになれ
ば、文部省といふものの役目というも
のがだいふ変わつてくる、変更して
問題だといふふうな考へるわけなん
です。一つ大臣にも御研究をいただ
いて、十分に慎重にこの問題等につ
いては善処していただきたい。で、新聞紙
上にいろいろ出ているのを見ると、
教育課程審議会が答申したものが来
年からもそのまゝその通りに実施を
されるというふうな考へておられる一
般の方々もあるし、それをまた引き継
いだ初等局長の指導主事を集めたり指
導課長を集めた訓辭とか、話し、あ
いさつが新聞に載つて、それがまた
抜きさしならぬものとして地方にお
いてすぐ実施をされていくのかとく伝

えられてゐる現在の法律、さうしてま
た現在文部省が考へてゐる構想から
いつても、実はあくまでもその基準を
文部省は作るうとしてゐるのであつ
て、その基準で十分実施してもらいた
いといふことを考へていくために研究
してゐるのであつて、決して教育課程
そのものの実施権や編制権を侵すつ
りではない、地域の実情に即して実施
してゐるものであつて、十分基準を尊重し
てもらいたいといふ意思でさういふも
のが次々と出されてゐるのだといふこ
とを、もう少し十分御理解のい
ただくように、ぜひ一つ御努力をいた
だかなければならぬと思ひます。特に
教育課程の問題は、教育内容そのもの
であるので、私はいろいろな校長さん
とか主事とか——この前私が申し上げ
て、教材等研究調査会のこと、誤まり
であるといふお話であつたけれども、
中等学校の部会には確かに二人であ
ります、現職員は、それからまた初等科
の方には四人入つてはおりますが、現
場の職員の現実に教育をやつてゐる
人たちの数は非常に少い、さうい
う教育課程こそ、さういふ学習指導
要領こそ現場の教師の、事実教育を
やつてゐる者の意見を最も尊重され
ていくべき性質のものだと私たちは考
へます。さういふ面についても十分
御努力をいただいて、さうしてさう
いふものが文部省の役人であるいは上
の方の者で勝手にきめられて、さうし
てそれがどんだんそのまゝ実施されて
いくといふようなことでないように、
私たちは法律を守る意味からもさうい
ふふうなことをぜひ一つ考へていただ
きたい。基本的な問題であるので、文
部大臣は、さういふふうな問題の発言

は非常に影響の及ぼすところも多い
し、さういふものの変更といふもの
は、ある意味では制度を変えるより
ももっとはなはだしい影響を教育に及
ぼす性格のものだといふふうにぜひお
考へいただいて、十分一つ御検討い
だきたいといふふうに私たちは思ひ
てゐます。なお、その通過等につ
いては、出たらばお出しただきたい
といふことについて、ときどき局長が
約束されてもそれが実現をされないこ
とが多いので、ぜひ一つ通過等につ
いては確実にお出しただきたい。今
言つた基準といふ趣旨を十分盛つて、
地方においてそれが実情に沿つて実施
されるように一つ手ぬかりなくお手配
をいただきたいといふ要望を添えて、
私はこの問題についての質問を終りた
いと思ひます。

○国務大臣(松永東君) 松永委員の御
主張のような点も勘案いたしまして、
さうしていろいろの点からこの問題は
研究せねければならぬと存じまして、
慎重審議を重ねてゐるような次第であ
ります。しかし、いづれにいたしまし
ても八月までには成案を得て、さうし
て発表したいといふふうに考へてお
ります。

○委員(湯山勇君) ただいま文部省
の方から政府委員として緒方大学学術
局長及び福田社会教育局長が見えて
おりますからお知らせいたします。

○松永靖介君 松永文部大臣に御質問
いたしたいと思ひます。
憲法に明示されておる通り、国民は
すべて能力に応じて教育を受ける権利
を有するものであるにかかわらず、交
通困難、さういふことのために文化的
あるいは経済的に立ちおくれしておる

は非常に影響の及ぼすところも多い
し、さういふものの変更といふもの
は、ある意味では制度を変えるより
ももっとはなはだしい影響を教育に及
ぼす性格のものだといふふうにぜひお
考へいただいて、十分一つ御検討い
だきたいといふふうに私たちは思ひ
てゐます。なお、その通過等につ
いては、出たらばお出しただきたい
といふことについて、ときどき局長が
約束されてもそれが実現をされないこ
とが多いので、ぜひ一つ通過等につ
いては確実にお出しただきたい。今
言つた基準といふ趣旨を十分盛つて、
地方においてそれが実情に沿つて実施
されるように一つ手ぬかりなくお手配
をいただきたいといふ要望を添えて、
私はこの問題についての質問を終りた
いと思ひます。

○松永靖介君 松永文部大臣に御質問
いたしたいと思ひます。
憲法に明示されておる通り、国民は
すべて能力に応じて教育を受ける権利
を有するものであるにかかわらず、交
通困難、さういふことのために文化的
あるいは経済的に立ちおくれしておる

ころのいわゆる僻地における教育が非常に、あるいは等閑に付せられておると言つても過言ではないような状態に相なつておる。このことに關しまして、松永文相大臣は三十三年度予算に對しましてどういふ予算を重点的に考へ下されたか。それらの点についてお聞きしたいと思ふものであります。この点につきまして、すでに申し上げるまでもなく、二十九年のへき地教育振興法が可決された場合におきまして、付帯決議といたしましてなされましたところのそれらの条項の、いわゆる総合的、恒久的振興策を樹立すること、あるいはまた教員及び職員の特種勤務手当の増額をすること、あるいは僻地の小規模学校を根本的に統合する、その際におきましては十分なる国庫補助をやることというふうなことをすべきであるというふうなことも付帯決議になされておるのであります。それが、それらにつきまして、文相大臣は三十三年度予算に對しましていかなる御努力を払われましたか。その点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松永東君) この僻地教育につきましては、御説の通り、何とかこれは改善せんければならない。ああしたへんば場所では非常な不便を感じつ、次代をなす児童を——國民を一生懸命教養の任に當つていただいている先生方に対して、さらに学校に對して、何らか適当な改善方法をとらなければいかぬ、こう思つて常々考へておるのであります。従つて、この三十三年度予算におきましても——まあ自分の口から言つてはなはだ恐縮ですが——相当努力はしたつもりであります。が、しかしまだ完全というわけには参りません。だがしかし、私が宙に記憶いたしておりますのは、昨年度から見ますと、たしか一億八千万円を計上するようになりまして、これはきのうの衆議院の本会議を通過いたしました。その内容は、ああしたへんびなところで教養の任に當つていただいている先生方の宿舍の増設、それからいろいろな費用もやはり拡充せんけらばならぬ。さらに勤務手当の増加、そういう問題で右申し上げたように相當の計上をしたつもりであります。しかし、これではまだ不十分でありますので、さらに一つ努力をいたしまして僻地教育の弊害を除去したいというふうな考へておる次第であります。

○松澤靖介君 文相大臣のお話をただいま承りますと、常々僻地教育のため御関心をもち持たれに承り、かつまた三十三年度予算に對しましては集會室とか、あるいはその他のことに對しまして非常に努力をなされたというふうなお言葉を拝聴したのであります。が、その三十三年度の文教予算を見ますときに、われわれといたしましては、はなはだ文相大臣の、いわゆる人間的の豊かなる文相大臣といたしましては、その努力のいたした方があまりにも少かつた、努力が足らなかつたんじゃないかというのを、われわれといたしましては苦言を呈せざるを得ないというのを非常に遺憾に存するものであります。ことに僻地の集會室の問題にいたしまして、去年よりは幾らか坪数にいたしましては多くなつたよ

うにも思いますが、しかしこれが完成は、しからば今後どのくらいの年数に於いて完成されるかというのを思ひ浮かべるときに、われわれとしてはなほ……この状態において松永文相はもう妥當とお考へになつておるか、仕方がない、メイファーズというもので考へておるか。すなわち今後これを完成するには二十七年を要します。あるいはまた僻地教育教員の住宅の件につきましても非常に、今後四十一一年を要するといふふうな、さうなことであつて、果して僻地教育振興がおできになるとお考へになつておるか。もう非常に関心を持つておるといふふうなことであつても、あまりにこの現われたところのものは消極的過ぎるじやないかと、かく考へるものであります。昨年の八月十三日において、松永文相のいわゆる施政方針といたしまして、その点を御質問申し上げましたときにおきましても、僻地教育に對しまして別段の努力をなされるといふこと、努力といふものは、私は觀念であつてはならないと思ひます。やはり予算面に積極的に現われてこそ初めて努力したといふことになるのであつて、ただ努力した、あるいはするといふだけではあつては、私はその熱意といふことはわがが知ることではできないと思ひますので、この点について、なおお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松永東君) これは、もう御指摘になりましたように、まことに不満と思ひます。先ほど申し上げておる通り。これは私は僻地教育をよく承知いたしております。私自身が僻地で教育を受けてきた人間でございます。でありますから、一人の先生が一年から二年、三年、四年までも一人で受け持つて、教授をしてこられた実情もよく承知いたしております。従つて、こうした山間僻地で苦勞しておられる先生方に対し、さらに學童に對して、もつとほがらかな、もつと明るい教育をさせんけりやならぬといふことは重々考へております。しかしながら、さつきも申し上げる通り、力足らずして完全な満足すべき予算を獲得することではできませんでしたけれども、しかしこれを出発点として来年度は——来年度じやありません、これは三十四年度になります。が、やはり相當予算を獲得するような準備を今からやらんけりやならぬといふふうな考へております。

○松澤靖介君 三十四年度においておやりになるといふ御決意は、ちよつと聞くとこもつとも存じます。しかしながら、私といたしましては、はなはだ失礼な申し分なれども、果して今後解散があり、あるいは議員の——何といひますか、はなはだ失礼なことですが、場合によりましては、あるいは社会党が多数を占めまして、あるいは党内閣になるかもしれません。あるいは松永文相がその任にとどまるかどうかといふことは、私はとどまると言ひ切れない状態ではないかと考へます。その際において、三十四年度においてどうなさるかといふことならば、私は文相大臣としてあまりにも無責任な逃口上にすぎないやうな、ただ一時逃れな言葉ではないかといふ、さういふ点において松永文相のやうな、いわゆる僻地教育の予算を獲得できまうといふことを申し上げるのは、必ずしも荒唐無

稽のこととやございませぬ。礎石は今日から打っております。そして、三十四年度あたりは、相当充実せられた予算が獲得できるというふうに私は確信いたしております。

○松澤靖介君 礎石を打つことに對しまして、非常に敬意を表せざるを得ないのですが、大臣は、おかわりになつた場合において、新しい大臣の方針というものを、私は、非常に事案に對する方針というか考えが加味されるものと考へますが、果して新しい大臣がどんなお考えを持つか、あるいは僻地教育というよりな問題は打つちやらかしてほかの方にやるべきじゃないかということになる、今お考えになつておる逆の方向に進むこともあり得ると思ひますので、私といたしましては、何とかしてこの際、あるいは追加なりあるいは新しい方法にいたしまして、できれば何とかできないものかと、こう考へておるのですが、それらの考へに對して、はなはだ慰問がもしもせんが、なおもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。いい案がないかどうか。

○國務大臣(松永東君) 今申し上げた通り、私はいつかわるかもしれないせんし、また、かわらぬかもしれないせん。御迷惑でも、もう少しは勤めさせていただきます。しかし、いづれにいたしまして、事務局といひましたし、この僻地教育は何とせんければならぬというので、勢い込んで予算の編成にも當つたわけでございます。本年度すなわち三十三年度は、満足すべき予算の獲得はできませんでしたが、事務局がおりまする限り、やはり引き継ぎとして、三

十四年度には充実した予算を獲得するという意気込みで進むということだけは間違ひございませぬ。その点は一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○松澤靖介君 なお、こまかいことはあとで局長なりにお伺ひすることといたしまして、昨年の八月十三日におきまして僻地教育振興を企図するために、おいては、その骨子となるべき地教育振興法を是正すべきではないかというのを申し上げたのでありまして、その節におきまして、文部大臣は、ごもつとも御意見であつて、私もその点について努力するというお話であつたのでありますが、その点に對してどんな御努力をなさつたのかどうかお聞かせしたいと思います。

○國務大臣(松永東君) 御指摘になります通り、僻地教育の振興もこれはせんければならぬ問題じゃないかと思ひます。というのは、年とともに變ることという時代の變遷に即応するやうに教育をせんければならぬ。しかしながら、こうした問題については、いろいろ、全般的教育問題と並行いたしまして、研究を今一生懸命重ねておる次第でございます。他日、おそらくは理想に近いやうな案を一つお耳に入れて御研究をわすれず事務がくると思ふのでございませぬ。

○松澤靖介君 他日お目にかけるといふことは、要するに、べき地教育振興法を改正するといふ、さういふことにとつてよろしゅうございませぬか、どうか。

○國務大臣(松永東君) 御指摘の通り、何とか改正をして、さうしてもつとはがらかな教育を施すようにせんければならぬという方針のもとに研究を重

ねつあるわけなのでございませぬ。

○松澤靖介君 われわれといたしましては、今後改正すべきであるといふことは、ごもつとも、だれが見ても現在のべき地教育振興法に満足するものはないと思ひます。しかしながら、是正すべき点があつたならば、できるだけ早い時期において改正して、さうしてその僻地において熱意を傾けておらるるところの教職員、あるいは生徒児童のために、私は不安なからしめるような措置を講ずるのが最も妥當なるやり方だと思ひます。将来やるといふことは、これはやらざるを得ないものでありますので、將來やるといふことはこれは當然な言葉と存じますが、要するところは時期的の問題かと思ひます。できるだけ早くやるといふことが、私はこの適切な問題だと存じますので、この点につきまして、將來といふやうなことでなくて、あるいはまた今国会において、もしも議員立法などの形において提案をされたときにおいで、文部大臣としてどういふ工合にお考へになつておるか、それに御協力を申し上げる御覚悟があるか、その点をお聞かせしたいと思います。

○國務大臣(松永東君) もちろん、私もこの考へ方は、この現在の法律を改正したい、べき地教育振興法を改正したいといふふうに考へております折柄でございますから、議員立法あたりがあらと喜んで協力するといふふうに考へております。

○松澤靖介君 私は、松永文相のこの文教施策といふか、その点につきまして、僻地教育に關しましての熱意の点は非常に私は敬意を表しておるものであります。少くとも、熱意は熱

意だけのことでなくて、十分に実行を伴うやうなことにしていただきたいと、かく考へるものでございませぬ。なお、局長に對して二、三お聞かせしたいと思ひますが、三十三年度の予算を見ましたときに、あるいはスクール・ポイントとかスクール・バスといふその予算の項がなくなつておるというの、これはどういふお考へのものでございませぬか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) これは御指摘の通り、要求いたしましたけれども、実は査定でゼロになつたわけでございます。特に私どもは、今のところ無電灯地帯に電源の裝置を実施するといふことを昨年からやつておりますので、これを充足して三十四年度以降にはできるだけ今御指摘のスクール・バス、スクール・ポイント等の予算を確保したい、かやうに考へております。

○松澤靖介君 なお、こまかいことになりませんが、走る公民館の予算の問題ですが、これにつきまして、あまり少いように思ひますが、これにつきまして、社会教育局の方、いわゆる公民館設備とか、さういふ方の中から、こちらの中に融通され得るといふやうなことがあるのかどうか、あるいはこれは別個のものであるといふやうな考へなのか、これは、非常にやるべき施設の中でも関心を持つべきものと私は考へるだけにお聞かせしたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) いわゆる走る公民館、あるいは移動公民館といわれおる問題でございますが、本年度も新しく予算を組みたいと思ひましたけれども、実現に至りませんでしたけれども、社会教育設備費の關係の中で、実行上考へていきたい、こう思つております。

○松澤靖介君 なお、予算の面について、こまかいいろいろな点がありますが、時間の都合上あとに譲ることといたしまして、文部省として、僻地指定に關しましての原則をお作りになる御意思があるかどうか、その点を局長にお聞かせしたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 実は、学校教育における僻地の問題と一般の僻地の問題がございませぬ。一般僻地につきましては、人事院の指定がございませぬ。学校の僻地におきましては、都道府県の知事に指定がまかされておる。そこで、各県はばらばらでございませぬので、できるだけこれは統一的な基準を作りたいといふ気持で現在まで努力して参つたのでございませぬ。

○松澤靖介君 文部大臣にこの点についてお聞かせしたいと思ひますが、局長が今申された通り、各県がまちまちになつておるやうな状態であつて、はなはだ不均衡な状態であるので、文部省といたしまして、やはり大綱を示すべく準則を作るのが、私は妥當なものと思ひます。考へるものであります。その点について、文部大臣はいかに考へなさつておるか、お聞かせしたい。

○國務大臣(松永東君) こうした問題は、今現実の問題として實際急遽やらなきやならぬといふふうに考へております。従つて、社会教育の面も多分にありますので、關係各所と協議いたしまして、急速に一つ運んでみたいといふふうに考へております。

○松澤靖介君 局長に一つ、あまりあつちこつちになるかもしれませぬ

も、ややもするといふと、教育の尊重といふような事柄がいわゆる上向きに頭が向いてしまつて、大きいところにはかり頭がいつてしまつて、非常に感謝される小さい問題を見落しがちになる。これらの点につきましても、本年

度も私どももずいぶんお力添えを申し上げたつもりでありますけれども、遺憾でありますので、今後やはり予算を編成されますときに、大きなところもむしろ大事であるけれども、こういう小さいところいろいろな問題がある。少い金で非常な感謝と喜びをもつて迎えられる補助制度がある。このことをぜひ頭に置いて今後の補助金その他の問題についてお考えを願いたいと思うのですが、大臣のお考えを一つ。

○国務大臣(松永東君) 野本委員の御説まことにございともだと思えます。そうしたわずかばかりの予算を獲得することは、実際に大きな金とは違つて大して骨の折れない問題でございますから、十分一つそういう点をこれから注意しまして、こうした山間僻地の人々

に明るい氣持を持たせるように努力していきたいというふうに考えております。

○野本品吉君　なお、僻地の教育の問題につきましては、今後制度的にもいろいろな検討の余地があらうと思ひますので、当局におきましても誠意をもつての御研究を切望いたします。

次に、これは大学學術局長に質問いたしたいと思ひます……。

○松永忠二君　ちょっと関連して。私は、具体的にちよつとお聞かせ願ひたいのですが、今度の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の中で、『五学級以下の学校の總教に政令で定

める数に乗じて得た数」というのがあ
る。實際今度の定数の問題で一番心配
しているのは僻地の学校、小規模学校
なんです。これについて具体的にどう
いうことを考えておられるのか。その
点が一点、もう一つの点は、実は僻地
の学校の教育特別研究旅費の問題です
が、文部省は現職教育として道德教育
とか、理科教育を考えているし、また
教員の講習費として三千三百四十万
円という大きな現職教育費を出してい
る。一体現職教育や免許ものの現職の
講習に出るのに僻地の先生の旅費をど
うするのか。こういう講習費を出して
おいてみたところが現実には僻地の方
から出ていくには、御承知のように、
一日出るのに三日もかかって四千万の
ワケの中ではとてもそんなことは考え
られない。現実には地方では四千万ど
ろではない。三千円を組んでいる学校
もある。こういう点について具体的
にどういうことを考えておられるの
か。もう一つの点は、時間がありませ
んから、へき地教育振興法を現実にそ
のまままじめに実施をしていければ相当
解決できている問題が多いのじゃない
か。たとえば今お話しに出た旅費、寄宿
舎、養護教員定員、あるいは特別手当の
問題等については市町村、県の教育委
員会、そして文部大臣はこれについて
適切な指導、助言をするということが
法律に出ていて、そういう点について
複式手当の支給の状態とか、僻地手当
の支給のアンバランスという問題に具
体的にどういう指導、助言をお与えに
なっているのか。そういう三つの点に
ついて一つ局長からお聞かせを願いた
いと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 第一問の

学級編制の基準でございますが、五学
級以下はどうするかというお話です
が、そういう小規模学校には教員の割
増しをいたしたい、で、その数につき
ましては政令で、ただいま関係方面と
折衝しております。いずれにいたしま
しても、小規模学校に対して数の増割
しをいたしたいという趣旨でございます
。

○松永忠二君 具体的には言えぬです
か。その問題は、もう法律も出ている
のですから。

○政府委員(内藤三郎君) これは政
令の段階でございますので、今いろい
ろ折衝しておりますので、いましばら
くお待ちいただきたいと思ひます。い
ずれにいたしましても増割しをするこ
うい趣旨でございますので、一人以上
置くということでございます。

それから第二点の研修旅費ござい
ますが、これは文部省がいろいろ理科
教育、道德教育等の研修を強化いたし
まして、教職員の教育能力を向上さし
たい、こういう趣旨からでございます
。旅費は義務教育国庫負担法により
まして都道府県が組まれれば、必ずそ
の二分の一は国の方が責任を持つて負
担いたします。

それから第三番目の点ですが、振興
法につきまして忠実に指導、助言とい
うお話でございます。特に僻地手当て
でございますが、実は僻地手当てにつ
きましては、これは従来は定額補助でござ
いました。たとえば千五百円とか、千
二百とか、あるいは九百円というよう
な定額補助をいたしておりましたが、
今回定率補助にいたしまして、最高は
二割、最低は四割、五段階の刻みにい
たしております。そこで、文部省はで

きるだけこの定率負担になるように今
一生懸命指導をしておるところでござ
います。全部がまだ定率負担には
なっておりません。できるだけ定率負
担になるように現在も指導いたしてお
ります。

○野本吉吉君 時間が過ぎて失礼です
が、もう少しばかり……。今度の予算
のうちでわれわれも非常にこれを喜
び、また一般社会からも画期的な事柄
として期待されております問題の一つ
が、例の進学保障制度であります。私
は進学保障制度は考え方によりまして
は、教育から貧乏を放逐する一つの道
である、かように考えておるわけであ
ります。岸さんが貧乏放逐ということ
を盛んに言われておりますが、これが
一番目立つた貧乏放逐の一つの仕事の
現われであると考えてもよろしいよう
に思っております。玉を握りて埋も
れておりました幾多の英才がこのこと
によりましてほんとうに伸びられるだ
け伸びる道が開かれたということは、
何と明るいうれしい喜ばしいことであ
ろうかと思ひます。秀才が経済的理由
によつて進学することができず、他の
自分より力の低い者がどんどん進学し
ていくのを見ているときに、この胸の
痛さというものは容易なものでありま
せん。同様に、優秀な子供を持った父
兄もまた、家庭の事情によつて進学さ
せることのできなほ切ないことは
ないと思ひます。で、これによつて、優
秀な子供を生む限りにおいては、父兄の
こうした悩みがなくなり、素質がよく
て努力する限りにおいては子供の苦し
みや悩みがなくなる、ほんとうに明る
い感じがしてなりません。そこで若干
お伺いしたいのでありますが、さしあ

たつての予算は、一億三、四千万と
思っておりますが、これが学年進行に
伴ひまして最終学年までいきましたと
きにどのくらいの予算を必要とする
か、お伺いします。

○政府委員(緒方一君) 三十三年度
から発足いたしますに当りましては、
高等学校の一年に入る者から実施いた
したいと、かように考えております。
これは単価は月額三千円、そして人数
は五千人、これに要します予算は一億
八千万でございます。これが学年進行
で上に参りまして大学のランクに達し
ました場合に一人当り幾ら出すかとい
うことにつきましては、まだ確定して
おるわけではございませんけれども、進
学保障制度の趣旨に沿うように十分な
額を用意しておきたいと考えておりま
す。かりにこれを八千万といたしまし
て計算いたしますと、大学がずつと四
年まで進みまして、つまり高等学校の
一年から大学四年まで七年間が完成い
たしました場合の予算規模といたしま
しては、大体二十五億に相なります。
○野本吉吉君 総額二十五億というこ
ととさうであります。一人の子供に
対して、高等学校から大学までの所要
経費は、私の推算では大体五十万をこ
えると思ひますが、事務当局では一人
当りの所要経費をどのくらいに算定さ
れておりますか。

○政府委員(緒方一君) 今の計算で
参りまして、つまり高等学校三千円、
大学八千円でございますと、五十万
ちよつと欠けます。四十九万二千円
でございますか、ちよつと欠けるはずで
ございます。

は金額の多いなどはこれは驚く必要は
ないので、できるならもつとかけな
ければいけない、こう思っております
が、従来の奨学金制度による金のつ
まり返還の扱いと、五十万の借金を
しよつたこの借金をどうなすかとい
うことになる、これはなし方だけで頭
が痛くなつて、秀才がその方に頭を
使つてしまつて、勉強どころじゃなし
に、借金なしで若勞してしまふ、こ
ういふことになつてくるので、一応ど
ういふことにするかという御方針はお
きめになつておるようでありまして、
私はこの機会において文部省が英才の
ために投じた五十万の金の跡始末をど
ういふふうにするか、どういふ扱い
で処理されていくか、これを明確にし
ていただきたい。

○政府委員(緒方一君) その点につ
きましては、育英会法の改正の法律案
をすでに国会に提出をいたしておりま
す。考えておりますところは、今お話
しの通り、この制度によりまして高等
学校の一年から大学の四年まで同じ人
が借りました場合に五十万近くの人に
なりますので、これを戻させることは
負担能力の点から申しまして非常に問
題であります。法律で考えようとい
たしておりますことは、一般の奨学生
が借ります額だけを返還させる。返還
しました場合には、残余の額はこれを
免除するといふふうを考えておりま
す。つまりかりに五十万といたしまし
た場合に、一般の奨学生が借りられま
す最高額は十八万であります。十八万
返せば残余は免除になる、こういう考
えであります。

○野本吉吉君 そこでまあ五十万前後
の国費を投じて養つていく英才の選考の

問題であります、中学に在学する者の中からさしたって今年度は五千人を選考する。その選考の方法等につきましては、私は相当綿密に御研究になつていかないといふと、制度それ自体といふものは非常にいい制度でありまうけれども、選考の方法のいかによりましては、せつかくの制度に一つの環境をとどめるといふようなことも心配になるのであります、選考の時期、方法等につきまして、まだこまかい点が御決定になつておられなければ、大よその腹がまえだけでも御説明願ひたい。

○政府委員(緒方信一君) 御説の通り、この制度のりっぱな趣旨を生かしますためには、その運営の方法につきましてきわめて慎重な用意が必要と考へております。そこで、選考の問題でありますけれども、この制度の趣旨は、御承知のように、素質として非常にすぐれておりまして、学業成績非常によろしい、そのほか素質能力が特に優秀でありまして、経済的理由から特に著しく進学困難な者に対しまして与えようとするものでございまして、これをなるべく大学まで通じまして与えようとするものでございましてその進学を保障していくというのがこの制度の趣旨でございまして、そこで、経済的理由で、一般の奨学資金の制度がございまして、金額が一般制度では足りない、優秀な者でも中学卒業しても高等学校に行くといふことを断念せざるを得ない者が相当あるわけでございます、これを救つていくといふのがこの制度の趣旨でありますので、その選考方法として第一に考えな

ければならないことは、高等学校に進学する前の段階、つまり中学校を卒業するときにすでに予約をしておくといふことを第一に考えます。従来の一般的な方法は、高等学校なら高等学校に入りましてあとで選考をして奨学金を与へる。まあ一部は、事実上運営によりまして予約制度をとつておりますけれども、一般的には今申しましたように、学校に入りましてあとで選考をしてこれを与へるわけでありまして、今度の新しい制度におきましては、進学前に予約をするといふことが一つ、それから選びますにございまして、資質能力の優秀なる条件、それから経済的な条件、この二つがございまして、これをどうやって選んでいくか、非常にむずかしい問題でありますけれども、これはさらに今後政令、省令の段階で精密に規定いたさなければならぬことは規定いたしたいと考へておりますけれども、今一応考へておりますことは、まず成績につきましては中学校長の推薦をまず出させる、そしてさらに全国的な試験を実施して、この試験によつて採用を決定していく、かように考えます。それから経済的条件につきましても、これは一般奨学生よりも当然経済条件の不利な家庭の子を保障していくわけでありまして、その経済条件の選考につきましても、従来一般奨学生の例から見まして、これにふさわしい者を選び出していく一つの方法を考へていく。これは省令で規定しまして、文部大臣の定める方法でその基準、方法をきめていく、これによつて該当するものを特別奨学生とする、かような形にしていき

たいと思つております。

○野本品吉君 いろいろな問題につきまして、もっと他の問題につきましても質問いたしたいと思ひますが、次の機会に保留いたしまして、一応時間もおそくなりましたから、これで……。

○委員長(湯山勇君) 午前中の質疑はこれにて終了いたします。

午後一時四十分から再開いたします。

午後二時十八分開会

○委員長(湯山勇君) 午前中に引き続き、委員会を再開いたします。

議題は、当面の文教政策であります。質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

なお、ただいま内藤初中局長が見えておりますが、あと緒方大学学術局長、福田社会教育局長も見えらる予定でございまして。

○高田なほ子君 大臣にお尋ねをいたします。最近の新聞を大臣はごらんになつていらつしやうと思ひますが、なかなか最近の入学試験あるいはまた学期試験、こういう試験問題のためには、ほとんど連日のごとくに将来ある青少年が、このことのために精神的な過重な負担を帯びて、みずから死の道を選んでゐる。まことに最近の新聞を見るたびに私は心を痛めてゐる大きな問題です。で、この問題は単に学校当局あるいは学生個人の意思の薄弱といふふうにはけりません。これは今日の岸内閣の文教政策と切つても切れない大きなつながりを持つてゐるものとして、私はこういう問題に對して、大臣は日々どういふお感じを持つて新聞をお読みになり、本問題の

解決のために文教政策の最高責任者として、どのようにしたらこういう事実を防ぐことができるかといふことについて、お考えになつておられるのではないかと思ひます。まず私はこの問題から、以下なかなか大学問題について、若干御質問申し上げたいと思ひますが、大臣の御答弁をお伺ひしてから、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(松永東君) 高田委員の御指摘になりました問題については、これはもうひとり私ばかりじゃございませう。おそろく子を持つ親として、みんなの人が非常に深慮し、焦慮しておる問題だと存するのであります。この問題につきましては、どうして一体これを解決するかといふと、そんな簡単にこれを解決するやうな法は浮んで参りません。なんせ中学校を出てから高等学校から大学、もうほとんどこれは孫を持つてゐる私らも悩まされてゐる。私ばかりじゃない、みんなの人もそうであらうと思ひますが、そこで、さればといつてこれをこのまま放置しておくわけには参りませんので、実はさらにまた考へなければならぬことは、学校に入学するのにもう一生懸命、御指摘になつた通り子供が神経衰弱を惹起するやうに、子供ばかりじゃない、親たちも保護者も神経衰弱になるやうに、一生懸命に骨を折らんければならぬ。そしてまた学校をめぐらす。学校を卒業してからその就職の問題で、また、これは当面の学生、すなわち卒業生はもちろんのこと、親たちまでも非常な苦勞をせんければならぬといふのが現状であります。そこで、これをどうして一体解決するかといふことは、これはまあ社会問題として大

きな問題で、ひとり教育問題ばかりじゃございせん。そこで、私もかねがね叫んでおります、まず第一が、科学技術教育の振興、そして法文系ばかりでなく、科学技術教育の方にもそいつをどんどん振り向けていって、そしてそして科学技術教育を受けた青年技術者が、やはり中堅技術家として社会に活躍することのできるやうな面を開かんければならぬといふので、御承知のごとく、本年度からそ

ういふ方面にも振り向けていくといふふうにやつております。多少これも緩和の一助ともなうかと思ひますけれども、根本的の解決方法ではまだまだありません。であります、順次そうした面に一つ打開の道を開いていきたいといふふうに考へておるのであります。

○委員長(湯山勇君) 大学学術局長と社会教育局長が見えましてから、お知らせいたしておきます。

○高田なほ子君 大臣はお孫さんもお持ちになつていらつしやうなので、なかなか人情のある御答弁ではあると思ひますが、しかし、人情論だけではこの問題は解決できない。で、この問題の陰に横たわるものは、結局今日の私は教育のあり方自体が問題になつてくるといふやうな。理解をさせる教育、その理解をさせる教育といふことからはずれて、今やまさに詰め込み主義に陥つてゐる。この詰め込み主義に陥らなければならぬ原因は、たくさんあるだらうと思ひますけれども、問題の解決は、当面やはり工学部をふやすとか、法学部をふやすとかいふ問題ではなくして、どうしたら学校差をなくすかといふところに、私は文教政策

として非常に大切な面があるのではないか。この学校、あの学校と選ばなければならぬというものは、そこにはやはり学校差という問題が出てきている。学校差の問題をなくすということについては、よほどこれは大臣が本腰になっていただかなければなりません。今の御答弁では、この問題を解決するための当面の対策にはならないのではないか、文部省は最近勤務評定の実施等については、もう大わらわになつてゐる。教科課程を改編するに当つても、指導通達の一の片の通達くらいで、もうほとんどほとんど教科課程の内容に至るまで改訂しようとしてゐる。それだけの指導力があるなら、なぜ、今日の試験地獄をますますそのような詰め込み主義教育を放置しておか、もう少しこういう点については積極的な指導がされ、そしてその原因を打開するための学校差をなくすために、どういふふうにするべきかというような点についても、私はお考えになつてしまふべきではないかと思ふ。今日の試験地獄の現状に対して、何か文部省が指導的な役割を果している事実があったならば、御答弁願いたい。

○国務大臣(松永東君) 高田委員の御指摘のありました、今の教育が詰め込み主義じゃないかということは、これは私は当然ぬ。われわれが学生時分が詰め込み主義ですよ、すべてが暗記で、そして詰め込みで、われわれが弁護士試験を受けたとき、司法官の試験を受けたとき、まるきりふところの中に六法全書一つ持つておつて、暗記、詰め込み、それで終始して参りました。ところが、今日ではおかげさまで、学校教育も相当、御指摘

になりました理解力を持たせるというふうになつて参つてきたことは事実です。ただしかし、そういう詰め込みとか、あるいは理解教育とかというような問題ばかりでは解決ができません。何といたしましても、これは御指摘になりました学校差の問題もあります。なるほどあの学校に入りたい、この学校に入りたいというので、相当評判のいい学校に集中するといふようなことでもあります。従つて学校差の問題を解決せんければならぬじゃないかということも仰せの通りです。しかしながら、大体公立、国立学校は、学校差というものは大してないと思ひます。ただ私立の学校では、相当評判のいい学校と評判の悪い学校とか、あります。その評判のいい学校の方に学生あたりが、ほとんど流れ込んでいくというところは事実のようでござります。しかしながら、どういふ問題も、今申し上げました科学技術教育をもう少し拡大いたしますという、その方面へ学生の吸収ができるということになれば、多少は緩和していくんじゃないかというふうにも考えております。けれどもこれはなかなか大きな問題で、一朝一夕でそういう計画ができればよいとは考えられません。一片の通達や一片の布告あたりで、さういふことができようとは思ひません。根本的の一つ打開策を、どうすればいいかといふことを相当研究をいたしております。なお、研究を続けて参りたいと思ひます。

○高田なほ子君 根本的な御答弁をいただけないことは大へん残念です。私は今の教育が詰め込み教育をやつてゐるというのではないのです。せつかく理解をもとにした教育、個性を尊重

する教育、こういつたようなものが基礎になつて出発した新教育が、最近になつてだんだんと詰め込み主義に墮してきてゐる、暗記主義に墮してきてゐる。その一つの例は、道徳教育もそうです。知識としての道徳、道徳を知識として教へ込んでいく、これなんか、大臣の言うところの詰め込み主義の一つの私は現われだと思ふ。ここでこれを押し問答する時間的な余裕もありませんが、これをこのまま放置するならば、次第に詰め込み主義に陥り、現に各小学校あたりでも、上級学校へ行く子供のためにはどうしても暗記主義をとらなければならぬ。その暗記主義をとる中でも、特に注意しなければならぬのは、上級進学の子供たちに対して、もちろん親からの要請があるかも知れませんが、特

に上級に行く者に対する差別的な教育が、詰め込み主義の形でされてゐる。こういう激甚な子供の競争の世界の中で、確かに子供たちは心を痛めて、それが神経衰弱の原因にもなつて年端もいかない者が飛び込み自殺をする、毒薬自殺をするというやうな悲惨な結果に追い込むことになつてしまつてゐる。私は現在高知県でも、大臣も御承知だと思ひますが、今まで高知県あたりでは、入学地獄といふものを緩和するために、民間の要望にこたえて、どの子供も高等学校に入れるやうな大へんよいしかけを慣行としてお作りになつておつたらしい。ところが、最近はそのをふちこわすやうな方法が、理事者側からとられてゐると聞いています。これに対して高知県民は、教育を守る国民大会を持つて、この入学試験地獄を強化するやうな方法には賛成できがたいという抗議集会を持つてゐる。さらに聞きますけれども、高知県の事情は単に一つの例にしかすぎませんけれども、願わくばこういう試験地獄を強化するやうな方法が打たれることに對しては、文部省は当然手を打つて、入学試験の地獄の緩和のために、私は手を差しのべられるのが当然ではないか。どうも中央集権の教育統制の方に御熱心ではありますけれども、子供の生命や教育を守るということの積極性に欠けていることは、今日の文部省のまことに悪いくせだ。こういう点についてはぜひ御反省願ひたいと思ふ。

続いて質問を進めますが、大臣ははなから私立学校の学校差の問題について言及されました。私はこの私立大学あたりの非常に学校差のあるという問題について心を痛めてゐる一人です。幸いに學術局長もおみえになりましたからお伺ひしますけれども、最近この私立学校の各大学では、授業料を値上げするといふ案があると聞いています。これは全国一斉に値上げするやうであります。こういう値上げをするということは果して妥当なことであるかどうか。今までのこの私立大学を見ても、これは私の自分の家庭での体験なのですけれども、これ以上どうも幾らなんでも私立大学の授業料を値上げするといふことについては、まことに賛成しがたい。しかるにもかかわらず、文部省はわざわざ私立大学の学費差をつけるやうなことを、授業料を値上げしたり、また、学校差をつけるやうなことに拍車をかけてゐるやうに伺つてゐます。それは授業料の値上げとともに、文部省は大学の格づけをしようといふやうに示唆をしてゐられると聞

きます。たとえばAクラスの大学、Bクラスの大学C、Dといふやうな大学の格づけ示唆、特に三等級に格づけ案を持つてゐるというやうに聞いています。授業料の値上げといふこと、それから大学の格づけ示唆の問題について、基本的にどういふ考えを持つておられるか、大臣にまずお尋ねをして、具体的な問題は局長にお尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(松永東君) 私は高田委員の今のお説によつて、初めて大学の格差といふことの文句を知つたやうなわけです。大学にその格差があつても思ひませんし、さらに文部省としても思ひません。さういふ格差をしようとか、差等を設けようといふやうな考えは一つも持つておりません。でござりますから、監督権の範囲内において平等に一つ就学の機会均等ををはかるやうにやつていきたいといふやうに考えております。

○高田なほ子君 授業料はどうですか……

○政府委員(緒方信一君) 授業料の値上げの問題であります。これはまあ各私立大学でござりますので、原則として自主的な運営、教育につきましては、学校の経営につきましても、自主性を認めるという建前からやつておりますので、それぞれの大学におきましては、授業料にたよつておるところが多

なっております。これを文部省の關係から申しますと、文部省に對しまして報告が参ります。それ以上には規制の方法が今ないわけですね。それは私立学校法が私立学校の自主性ということを中心と考えておられますので、これを文部省が規制をしていく建前には相なっておられぬわけでありまして。ただし、御指摘にございましては、これは、授業料が高くなるといふことは、これは、もちろん好ましいことじゃございませ

ん。學生がこれを負担をいたしますその限度を越えて高くなるということでありまして、これは非常に遺憾なことだと存じます。ただ、これが私立大学といたしまして、どの程度が一番適當であらうかといふことは、はなはだきめがたい問題だらうと存じます。あるいは教職員の待遇改善とか、あるいは教育内容の施設の整備とかいふたような面で、その財源を授業料の値上げに求めるというところが現在行われていることは、事実のようでありまして、文部省といたしましての立場は、今申しました通りでございまして。

○高田なほ子君 大臣からの御答弁によりまして、あれですか、三等級の格づけというものは風評だけで、それは全然文部省としてはそんなことは考えておられぬのですか、どうなんですか。

○政府委員(緒方信一君) 格づけというのは、ちよつとお話の意味がわからないのでございまして、大学を格づけたいというところは別の扱いをするというところは全然考えておりません。それは国立大学にいたしまして、私立大学にいたしまして、特に私立大学に對しまして何か格づけをするというところはあり得ないことであります。

○高田なほ子君 それでは設置基準を強化するために、どういふ方法をとっておられますか。設置基準の完全実施を目標にしてAクラス、Bクラス、Cクラスという三等級を設けるといふふうに伺っておりますが、それは設置基準の実施を強化するために格づけをするのか、それはどういふ關係にありま

すか。

○政府委員(緒方信一君) もちろん、あの認可いたしました場合に、設置基準に照らしましてやつておるわけでございまして。その設置基準につきましても、いろいろ条件がついてる学校もございまして。自然事実上は、設置基準にどこまで達しているかという段階はあろうかと存じますけれども、それを何か分けて差別扱いをするということはないかと存じます。これはたとへば昨年御審議願つて成立しました研究設備の補助金の問題にいたしまして、それを対象として大学の格づけをして、その今おっしゃいますようなCの学校には補助金を出さぬと、そういうことには全然ございませぬ。

○高田なほ子君 大臣は授業料の値上げについて御答弁いただけませんでした。が、学術局長の方から好ましいことではないといふふうに答弁されました。しかし、伝え聞くとところによると、私立大学の自主性を尊重するといふことは、これは当然のことなものです。ですからその私立大学の授業料の値上げ等についても、これは自主性として認められるかも知れないもので、私立大学に對しまして何か格づけをする、その授業料だけの私は問題じゃな

いと思う。今回の私立大学の授業料の値上げ問題の特徴は、全国の私立大学は、ほとんど画一的に授業料を上げていくというのです。これはまことにゆゆしい問題ですが、これは資料として私はちよつだいして、こんなにお金がかかるといふことかといふことを思いを新たにしてみたのですが、大体今度の私立大学の連盟の懇談会に提出された、私立大学の連盟から出した資料によると、大部分の大学が一人の子供に對して五万数千円の金がかかっている。実にこれは莫大な金がかかっている。少いところでも三万数千円です。一人の子供を大学に入学させるのに五万も六万もかかる。なかなかこの統計を見ると、女子の大学の方が男子の大学よりもはるかに高率の徴収をしている。これはまことにおもしろい統計で、数字をあけてここでお読み申し上げると、まことにおもしろいのですけれども、実に六万、五万、なかなか女子の大学は總体的に五万以下のものはない。そこへ持つてきて、さらに授業料を値上げするということになると、教育の機会均等という線はくずされていく、金のある子弟でなければ大

学に上れない。もちろん、国立大学は授業料が安いというところから、そういうところから學生が殺到する。何も、学校がいいというよりなことより、授業料が安くていい学校だから国立大学を望むのが当りまえだ。ここに試験地獄が生まれてくる。その次に生まれる問題は、金のある子弟でなければ大に安んじて入れないといふ、教育の機会均等の線をくずしていくといふ、実にこれはゆゆしい問題なんですよ。どうして私立大学の授業料を値上

げしなければならぬのか。その原因は、どういふところにあるのか。文部省としてはその原因を的確につかんでいない。本問題の解決は、私、むずかしいと思う。どういふ点にこの授業料値上げの原因があるのか。おつかみになっていゝ面があるのなら、御答弁いただきたい。

○政府委員(緒方信一君) 各個の大学につきまして、詳しいことはわかっておりませんけれども、先ほども申し上げましたように、私立大学は本来、自主的に経営していくものでございまして、その財源を得るために、特に最近には教職員の待遇改善の問題、あるいは教育施設の充実の問題が起つておりますので、さういふ点から財源を得るために、値上げを行つたものだとおもっております。お話しのように、教育の機会均等の建前を確保いたしますために、国といたしましては国自身で国立大学を設置いたしまして、その授業料は、御承知の通り、安い授業料で運営いたしております。国ないしは地方公共団体等で運営いたしておりますところによりまして、公

けの立場における機会均等は……。そのためにさういふ大学を設置しているところ、こゝろに相なるかと存ずるのでございまして、私立大学は、これは繰り返して申し上げますように、全く独自の自主的な、あるいは学風を立て、あるいは経営についても、それだけに自主的にやっていると、それではありますから、さういふ傾向になることは、今日の制度としては私はやむを得ないのじゃないかと思つてます。

○高田なほ子君 そうすると、あれですか、授業料を値上げすることはやむを得ないといふことに、結論になりますか。

○政府委員(緒方信一君) 私は、先ほども申し上げましたように、優秀なる學生であつても経済的に、授業料の値上げのために進学ができないといふような限度に至りますれば、これは決して好ましいことじゃなく存じますけれども、しかし今、国がこれを措置するといふことは、制度の上からできないことでもございまして、また、国がこれを何か措置をして、こゝろいふ国の措置を私立大学の中に、私立学校の中に強く入れるということになりますと、これは私立大学の木質をやつぱりそこねることになるのじゃないかと考

へます。

○高田なほ子君 それは大へんな私は間違つた御答弁だと思つてます。国が支出をしたから国が統制をしなくちゃならぬという理由は、成り立たないと思つてます。諸外国でも私立大学の運営のためには、相当なやはり寄付金もあるでしよう。あるいはまた、国から補助を受けて、出す国もあるでしよう。それはその国々によつて違ふかもしれませんが、国が私立学校振興法で金を出したからといって、それを統制しなくちゃならぬという理由は成り立たない。国の責任は教育の機会均等という線を打ち出しているからには、やはりこれは満ち足りない部分については、やはりこれは國が補助すべきではないか。これは、當然國が補助すべきではないか。しかも、施設の拡充のために金が必要になりますけれども、大体が國の補助率であつても、ほんとうにスズメの涙みたいなものでしょう。私は私立大学に對しまして、國の補助金の、補助率と

いうものは、相当やはり上げていってしかるべきじゃないかと思うのです。三十二年度の国の補助金は八千八百万円、それでしょ。これを各大学に割り当てると、平均一大学について百二十万から三十万というものです。このような金は、これはもう全くただ振興費を取っているというだけのこと、ほんとうに私立大学の学生たちのために、国がやはり相当の手を伸ばしているというには相なるまいと思ひます。もちろん、私立大学ですから、あらゆる面についてこれは自主性を持たなければならぬでしょうと思ひますけれども、わが国の受験生の状況と、学校の収容の実情と、それから現在受けている進路環境、教育環境と申しますか、そういうような点からならみ合わせてみましても、私は国の補助率というものは、相当やはり考えなければならぬと思ひます。中教審あるいは私立大学研究設備審議会、日本私立大学連盟、これらのところは、いずれもこの答申、あるいは声明、あるいは要請書等で、この国の補助率を上げることについて、いずれも強い要望を出しています。こういう要望には、国民の声として文部省がこたえるべきものであつて、それをやらぬいでもつて、この設置基準の強化をやかましく言つたり、あるいは大学の格づけのよくなことをやつたり、あるいは授業料の値上げ等に関して、口を緘して語らないといふことは、私は少し間違つてゐるのではないかと思ひます。いかがですか、松永文部大臣は。この国の補助率を引き上げることについて、それぞれの機関から、相当文部省あたりにも陳情やら、声明やら、抗議や

ら来ているのじゃないですか。これについてどういふふうになさうと思つておられますか。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりました通り、私立大学についても相当補助金を出して、そしてやはり国民の子弟の教育のために、一生懸命努力しているのではありませんか。万全を期したいと考えておる。従つて三十三年度予算にも、これはまあ十分というわけではありませんが、大体四億四千万、研究設備の補助、助成金として出すことにいたしました。ちやうど昨年から見ますと、二億五千万円ばかり増額いたしております。でありますから、これは決してこれで満足するわけではございませんけれども、しかしできるだけのことは、一つこれからはやりたいといふふうに考えております。

○高田なほ子君 若干の予算をふやしていただいたことは、うなずけます。なるほど、国の補助率あるいは地方公共団体、あるいはその補助率は毎年八十八年のこの二十年間に、ほとんど上つてきてゐることは事実です。そしてまた、昭和三十年以降これまた上つてきてゐます。だがしかし、金額において上つたといふことは、国全体の総予算の率からいって、率が高率になつたといふことは私は限らないと思ひます。その証拠には、昭和八年に百分比で見ると、補助率が一という数字が出てゐる。この一という数字は、依然として昭和十五年まで一々と続いている。そして、昭和二十三年、二十四年は、これは補助率ゼロです。それから二十八年度まで依然としてやはり補助率

は一でありました。三十年以降も、同じように補助率は一、こういうふうな数字が出ておるようであります。これは文部省の資料で、よそからの資料じゃない。文部省が出した資料ですから、これはお間違ひのない資料だろ

うと思ひます。問題は、金額をふやすといふことは、当面の問題でありましようけれども、この補助率をどういふふうに取り上げていくかというところ、この陳情やあるいは声明が私に來てゐるんだらうと思ひます。こういう引き上げをしない、物価は毎年々々上つてゐるわけですから、物価の上昇によつて、物価指数というものは高まるので、金額だけ上げたら、本問題の解決にはならない。そこで、こ

ういふ貧弱な補助率をしてゐるわけでありまして、各大学の人たちは実に一人々々大へんな金を出してゐるのです。今、表がちょっと見当たらないので、すけれども、商科大学あたりは、施設費といふのは、一人一萬五千円くらい取られてゐるようですね。それから、それぞれ大学でも施設費といつて二萬四千くらい取つてゐるのがある。三萬円取つてゐるところがあります。それから、あとでこれはお調べして物を申したいところなのですが、はなはだしいところでは、十何万円も取つてゐる大学がある、施設費に。こういうことをやつたのでは、これはとても一般の子弟は大学に上れませんよ、こういうことをやつたのでは、その上に、これは授業料値上げでしよ。こういうことを防ぐために、もう少し文部省はがんばつていただかなければならぬ。このことと私立大学の自主性とい

うことは別個の問題として、少し御研究願わなければならぬ。この補助率に對して、どうなつてゐますか。この資料は違ひ資料ですか。これは、私よそからいただいた資料なのです。

○政府委員(緒方一君) 先ほど大臣から御答弁がありましたこととござい

ますが、私立大学に對する助成金といひますか、先ほど私は考え方の原則論を申し上げたのでございすけれども、しかし、私立大学に對しまして、政府として助成の手を少しでも高めていくことは、これは非常に必要なこととございまして、教育の水準を向上していくという意味から申しまして、非常に大事だと思つております。文部省といひましたも、これまでこの点につきましては、十分努力をしてきたところでありまして、大臣からお答

えがございましたように、来年度におきましては、私立大学に對する補助金といひまして、研究設備の購入費に對する補助金といひまして、先ほどお話がございましたように、昨年八千八百萬円でございましたものを一億九千七百萬、それからもう一つ、私立大学理科特別助成補助金、これは教育面の設備の助成金であります。これは、昨年五千萬でございましたものを一億九千八百五十萬、両方合

せまして、三億九千五百五十萬計上いたしてございす。昨年度に比べますと、これは二倍上になつております。昨年度は、両方合

せまして、一億三千八百萬でございしたのを、今申しましたように約四億でございす。増額が二億五千七百萬、かような二倍以上の増額を来年度におきましては計上いたした次第でございす。そして、今の補助率といふ話してございすけれども、たとへば、研究設備の助成金だけを例にとつて申し上げても、これは昭和二十八年度から始めておりますが、初め二十八年度におきましては三千萬円でございす。それが、昭和二十九年

あたりが、非常に困窮しておることは、私自身もかつて経験がありますから、よく承知しております。そこで、何とかしてこういう面を是正したいというふうに考えております。この点も文部省内でいろいろ研究はいたしておりますけれども、しかし、右申し上げる通り、各それぞれの私立大学に命令をもって値上げを禁止するというようなわけに参りません。しかし、いろいろ協議会を開いておりまして、そして私立大学の当局ともいろいろ協議して、そして何とかそういうことをやらずに済むような方法はないかということも、勧告はいたしております。しかし、これから先も大いに続けて、そういうことのないように、あるとしましても、何とか緩和するように続けていきたいと存する次第であります。

○高田なほ子君 大臣は、指導監督ということをよくお好きでおっしゃるのですよ。文部省というのは、指導監督の機関じゃなくて、これはサービスセンターなんです。それを指導監督の権がないからそんなふうにしたくないなというふうなことは、これは大臣、不見識ですよ。そうじゃなくて、後段におっしゃったように、やはり、経営者側と十分懇談をし、話し合いの機会を持ち、どうしたならば授業料の値上げをしないで済むか。国として何とかやる手はないか。できるならばもっと補助率を上げて、今日の学生の要望にこたえるように、間接的にやはり財政的な援助をしてやるという私は方法が望ましいので、これ以上、文部省が指導監督とか統制とか、これはご免こうむりたいですよ。今でたくさんですよ。これ以上私立大学というものに、

やたらにお役人のような方が、えらそりな顔をして命令されたいわけませんよ。今の形でもいいですから、金だけ出してやって下さい。そうして授業料はこれ以上上げないように、文部省自体がそういう本腰を持ってお話しすれば、私お話しにに応じて下さると思うのです。来年は何とかこの事を増してこんなふうにしていこう、ちよつと待て、何とか待てないものか、というより積極的な話し合いが望ましいのであつて、上げてしまつてから騒いだつて、これは何にもならない。どうか一つ、これは経営者にとっては授業料の値上げといふことは、緊急不可欠の問題であるかもしれないが、あまりにも現在の子供たちがかわいそうです。そうしてまた、大学に進ませるために、親が朝から晩までみそ汁で食事をしなければならぬといふような、この日本の母親の悲願といふものもお考え下さつて、どうか一つ授業料の値上げは、何らかの形で食料とめられるような積極政策が得られるように、これは指導監督といふことを意味してないでといたうたし書きで、申し上げます。

私はかりであれですから、これで質問を終わります。

○野本品吉君 ただいま高田委員から私学の補助の問題につきまして、いろいろ御意見があり、また、当局の御答弁があつたわけなんです。私は、私立学校運営の非常に大事な点は、一般の官立大学と違つて、個々の大学の建学の精神と申しますか、同志社には同志社の建学の精神がある。慶応には慶応の、早稲田には早稲田の。従つてその建学の精神、学校の個性というものを

はつきりと生かしていくような運営といふことが、その教育上としては非常に大事なことだと思つておるわけなんです。そこでしかし、それを、学校自体ではいろいろ施設なり、設備の改善がでないといふので、文部省が国から一応の補助を出す。その補助を出すといふことが、学校の個性といふものに影響を与えていくといふことは、慎重に考えなければならぬといふ点においては、高田委員と同感なのであります。しかし同時に、一方から考えますといふと、また、国民の血税によつて私学の補助をしていくのでありますから、私学に対する補助は、金を出せば出しただけでいいと、野放図で、やりつ放しでいいんだと、こういうことも考えられないんで、建学の精神をそこなわないといふ基本的な立場に立ちつ、同時に一方においては、国が投入する国民の血税といふものが、ほんとうに生かされるように学校の運営をしていっていただきたいといふ念願を絶えず持つていくわけでありまして、この点につきまして、これはまあ非常にはつきりしない質問でありますけれども、私はそういうふうにお考へていますが、大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりました通り、私も考へております。それは、建学の精神、要するに校風です。その校風といふことが、一番私立大学には必要なんです。御指摘になりました通り、早稲田には早稲田の校風がある、慶応には慶応の建学の精神がある、さらにまた、いろいろな、同志社その他、中央でも明治でも、それぞれのやはり校風がある。その校風をや

はり生かしていくたい、校風をますます光らせ、輝かしいものにしていくたいといふことは御説の通りであります。しかし、一面において、御指摘になりました通り、補助金としても、なるべく何とかして学校経営が楽にいけるようにしたいといふことは、これはもう当然でございます。というのは、やはりわれわれ文部当局の考へておりますような方針に基いて、それぞれ青年たちの教育の任に當つてくれている私立大学、これはもう当然のことです。けれども、何と申しまして

も、国民の血税がそんなに余裕がございせん。でありますから、先ほど来申し上げたやうな、まあ不足ながら、補助金を出して、そうして援助をいたしておるといふやうな次第なんです。しかしながら、先ほど来高田委員からのお述べになりました、授業料の値上げをやらないようにする問題、これはもう、しごく御趣旨もつとも存じまして、先般来私学の人あたりと会つたときにも、いろいろ私からそうした忠言はいたしておる。しかしながら、私学の方は私学の方として、相当やはり経費がかさみ、いろいろ設備その他に費用もかかるというところで、背に腹はかえられぬといふやうな現状であることも聞いております。しかしこれは、しよつちやう会ふことですから、御趣旨のあるところは、一つ伝えておきたいといふふうにお考へております。

○野本品吉君 もう一つ。そこで、私学に対する補助金の問題であります。各学校への補助金の配分、それから配分された補助金が各学校において有効適切に使われておるかどうかの経

理の状況、そういうことにつきまして、文部省はどういう立場に立たれておるんですか。

○政府委員(緒方信一君) 配分につきましては、昨年御審議いただきました法律にも明記してございます通りに、審議会を設けて、その審議会の議にかけまして適正な配分をはかつております。これが使用の状況につきましては、なかなかこれは一々学校をたずねて監査をするといふまでには至りません。しかし、十分私立大学の団体と連絡をとつておりますから、それを通じまして、適切な使用が行われますように指導をしていきたいとお考へております。

○委員長(湯山勇君) 私からちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。それは昨年私立大学の研究設備の補助の法律ができましたときに、当時としては年次計画といふものができていない、ただつまみ金のような格好で助成をする。昨年のような金額でいけばなんでも七十年か八十年かかるといふやうなことで、大臣もこれではいけないから、一つ十分将来検討して計画的にやろうといふやうな御答弁があつたんです。本年こういう予算をお出しになるについては、何か年次計画か何かお持ちになつてお出しになつたのか。本年もそれができないで、まあ一応こつちやうなつまみ金のような形でお出しになつたのか、その辺ちよつと伺いたしたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) これはどこまで高めたらよろしいかといふ問題は、非常にむずかしい問題でございまして、現在はずきりした基準もないわけでございます。ただ、まあ私立大学関係の方々の御意見も十分聞いておるわけでありまして。しかし、今度の一億九千万円がこれでいけば十分だといふ額ではございません。その意味におきましては、はつきり年次計画は立てておりません。しかし、一歩でも高めながら、なるべく満足な状態に近づけたいといふ努力を今後も続けていきたい、かように存じております。

○委員長(湯山勇君) ただいまの問題は、大臣もしばしば言つておられるやうに、将来理科系統をふやしていくといふこととの関係もあると思ひますし、それからせつかく審議会もできておることですから、ぜひ一つ計画的にやつていただかないと、せつかくやつたことがむだになるとは申しませんけれども、効果が出ない場合があると思ひますから、もうすでにこれから一年たつておりますから、さらに御検討願ひたいと思ひます。

もう一つは、研究費の問題ですが、昨年助成研究と奨励研究の費目が落さされて、これでは困るというのを私から申し上げたことがございまして、それについては、昨年、目内の流用でもつて助成研究、奨励研究は五百万円程度の額でしたかで残されたことを憶しております。で、本年の予算を見ますと、やはり本年も奨励研究、助成研究が落されておりますが、これは科学技術振興という建前から申しますと、民間の研究なり、あるいは個人的な研究なりといふものを奨励するといふのは、当然やらなければならぬことなので、こつちやうに予算の目から落ちておつても、当然奨励研究、あるいは民間の研究といふものは、昨年同様継続されるものと私は理解してお

るんです。間違ひありませんでしよ

か。

○政府委員(補方信一君) その通りに

考えております。

○野本吉吉君 次にお聞きしたいのは、ことしの文教予算の中の目新しいことのひとついたしまして、社会教育の面において、新たに青少年の宿泊訓練と団体活動の指導者養成等のための青年の家の施設整備に六千万円を計上したということ、そういうことになつておるわけでありまして。私は教育の機会均等の問題は、やはりそれぞれの境遇に置かれておる若い者に対する適当な施設を作ることが必要で、学校をふやすだけが、教育の機会均等の実現ではない、村には村の、町には町の、学校へ行かない者に対する教育の機関がほしいということを念願しておつたわけでありまして、幸いに今年度新しく六千万円という予算を計上して、新しい施設としての青年の家というものを考えていく、これは非常に私としては喜ぶべきことであると、こう考えております。そこで伺いたいしたいことは、青年の家のために計上された六千万円というものは、大体どういう構想においてこれを扱っていくか、最初にこの構想の輪郭だけをお伺いしたいと思います。

○政府委員(福田繁若君) ただいま、青年の家のことについてお尋ねでございますが、これはただいまおっしゃいましたように、私もいたしましては、従来からやつておりますところの青少年の野外活動の拠点としての野外訓練の場としてこれを使つていくということと合せまして、特に最近必要になつて参つておりますところの勤労青少年

に対する職業技術の教育を充実させる

というふうな観点から、そういうた職業

教育の施設も加味いたしまして実施

いたしたい、こういう趣旨でございます

です。で、六千万円の金の使途でございますが、これにつきましては、今申しましたような観点から、大体その施設と設備とを分けてまして、この施設につきましては青少年の宿泊訓練もできるような施設にいたしまして同時に、設備もそういう宿泊訓練のできるような設備と同時に、いろいろな各種の職業教育的な設備も加えたい、こういうふうに考えております。従つて六千万円でございますので、必ずしも十分とは申せませんが、大体三十三年度の予定といたしましては、おおむね十五カ所程度にこれを作りたという計画のもとに進めております。補助率も、大分地方の府県が建前といたしまして半、それから国からの施設、設備の補助金を大体原則として二分の一と、こういうふうな考えで進めておるわけでありまして。

○野本吉吉君 今まで青少年の家として二十数カ所の既設のものがあると思つております。この既設のもの、今度の青年の家との性格の違いと申しますか、違いをもう少しはつきり示して下さい。

しかしながら、三十三年度のこの青年

の家につきましては、規模もかなり大

きくなつて参ります。それからまた、

いろいろ設置場所につきましても、従

来のような単なる景勝の地とか、そういう野外活動のみに便利という観点からのみ選定した場所ではなく、職業教育もある程度十分できるような観点から選定する場所にも持つていきたい、かように考えておりますので、多少その点は、目的は変つたということではあるかも知れませんが、性格的には變つてないと考えております。

○野本吉吉君 職業教育も加味するということになれば、おのずから、かりにそれが農村に設置される場合には、農村における近代化の農具の研究というふうな、工場地帯ならば機械の研究というふうな、いわゆる研究センターという設備、それから研究センターとしての内容を持たせた運営、こういうふうなことをお考えになつておるんですか。

の管理運営費とか、あるいは国立西洋

美術館創設の費用等が減るとい關係

で、要求を十二億八千というわけで非

常に減らした要求をしておるのです、

ところが結果十二億の要求に対して、昨年より少い要求をしていて、そして結果は四億七千と、三分の一の社会教育費しか通らないわけなんです。しかもその中には、体育局の設置とか、アジア競技大会の開催とか、今お話しの出できた青少年の家とかの補助等も含んでおるのです。相当新しい新規事業を含んでおるのです。そういうふうに見てくると、非常に社会教育費というものが充実をしていないと私は思ふのです。具体的に一つ一つ当つていって見れば、青年学級の振興費等が要求の二分の一であり、昨年よりも節減をされておるとか、社会教育特別助成費もそうであるし、教育放送についてもそうであるように、非常に社会教育費自身に充実をされてないと思ふのです。こういう点については大臣としてはどういうふうな努力をなさり、そしてまたどういふふうな結果がこういふものを生んできたか、どういふふうな考えでおられる、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(松永東君) 今、松永委員の仰せになりました点については予算の面については、相当努力はしたんですが、そのことを今さら言つたって何もありませんが、要するにどの費用がどういふふうないくという明快な説明は、福田政府委員から申し上げた方がおわかりになると思ひますので、お聞きを願ひたいと思ひます。

説明もあるので私よくわかつておるの

ですが、ところが実際には、社会教育

費は非常に自主的にいふか、自肅を

されて、事業の落ちたものについては

それを減らして要求をしておるのです、昨年よりも。しかも、その要求しておるものが三分の一しか通らなくて、しかもその中に体育局の設置とか、アジア競技大会の設置等というふうな、そういう新設の項目も含まれていて非常に少い。私は内容のことを聞いておるのではなくて、あまりに社会教育の費用が非常に取れてないというふうな点については、どういふふうな努力をなさつたか、けれどもだめなんが、特にどうして社会教育の費用がこういふふうな少いのか、その点大臣どういふふうにお考えになつておるのか、ということをお聞きしたんです。内容のことではありません。

○國務大臣(松永東君) これは一番総計の数字をごらんになればそうなりますけれども、御疑問の点無理からぬと思ひますけれども、しかしながら、国立競技場建設費用、これが三十三年度は必要ありません。そこでこれが十二億幾ら、十三億ばかりこれを削りなればならない、必要がないのですから、それからその次には、国立西洋美術館、これはもうでき上つてしまひ、この経費は要らぬ、どういふことから総額においては減額になつておる、こういふことなんです。ですから、昨年度すなわち三十二年度は必要があつたのですけれども、三十三年度は必要がないのですから、その経費を削減した、こういうことになつておるわけでありまして。

言つたのです。そういうものがないので、予算の要求がすでに昨年よりも減つてゐるわけ。そういうことを考へて予算要求を減らしてゐるわけ。この予算要求といふのは、昨年の予算要求より少なくなつてゐる。そういう点、非常に社会教育費は少いので、そういう点についてやはり少いというようにお認めなのか。それとも今のうちに少くなつてゐるの、こういうもの、こういうものを切つたから、少くなつてゐるというお考えなのか。やはり非常にこれは少いのじゃないかと私は思ふのですが、どうなんですか。

○國務大臣(松永東君) これはお説の通り、今申し上げたような費用が要らなくなりましてから、これを切つたのであります。それでも社会教育費はもう少し少しかつたのです。しかし切つたのですけれども、なかなかそう思ふ通りいきませんので、しかしとも本年度は、すなわち三十三年度は、右申し上げたような額ですけれども、これは来年、三十四年度は相当ふやさなければならぬというふうに、文部省全体でも考へておる次第であります。

○松永忠二君 今、野本委員からお話があつたように、岸総理が青少年に對して奮起を要望して、その關係の予算等非常に努力をしたようなお話を聞いておるわけでありまして、現実には青少年といつても、その対象となるものは多く勤勞青少年だと私は思ふのです。そうすると、勤勞青少年に關係した予算といふのは、ここで社会教育費の中からいふならば、青年學級の費用といふものが考へられるわけ。それからまた、あるいはほかの方の費用でいへば、定時制、通信教育の關係の費用と

いうようなものがさうだと思ふわけでありまして。この定時制、通信教育關係の費用も全部削られてしまつた。給与を四割削減するといふことも削られてしまつた。そしてまた、青年學級の予算等も非常に削減といふか、節約をされてゐるわけ。もう少し少い勤勞青少年の教育という意味からいふと、特に青年學級並びに定時制の通信教育とか、あるいは定時制の教育を進めるために、給与の四割削減といふような問題等が解決をしなければならぬ問題だと思ふのですが、こういう点についての十分な解決がなされてゐないわけ。こういう点について、やはり青年學級等についても十分な構想を持つて予算要求をされてゐると思ふわけなんです。そういう予算の折衝に當つては、どういふふうな状況でこれらの問題が削減をされてゐるのか、そういう点を大臣が無理であれば、局長から一つお聞かせいただきたいと思ふわけ。

○政府委員(福田繁君) 青年學級運営費の補助が二百万円ばかり三十二年に比較いたしますと三十三年度において減つておりますが、これは一般に旅費とか、庁費とかいふような關係の經費の削減の趣旨でありましたので、そういう点で節約を若干つきました。結果から減つたものであります。また、先ほどおつしやいました社会教育特別助成費の減でございまして、これは減と申すよりも、むしろ従来社会教育特別助成金の中に約三百四十分の青年の家の經費を含んでおりました。これが大きくふくまれて、六千万円ばかりにふくれて外に飛び出しましたので、この方を合せますと、むしろ増加になつたという關係になるわけであり

ます。われわれといたしましては、先ほど大臣がおつしやつたように、必ずしも十分とは申しませんが、大いに努力したつもりでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 定時制の經費でございますが、設備費につきまして、理科の設備を増加するといふ意味で、若干ではございましたが、三百五十万円の増額をいたしております。なお、定時制の建築費の補助といたしまして、前年初めて五千万円入れましたけれども、本年はさらに一千万円増額いたしました。六千万円にいたしましたわけでありまして、分校の職業教育施設の推進のために、分校の職業教育施設設備補助金といたしまして二千万円を新たに計上したわけでございます。こういうふうな面でも、定時制及び通信教育の振興をはかつたわけでありまして。ただ今お尋ねの、給与費の十分の四の補助はどうなつたか、こういうことでございまして、これは前年も認められておりませんでした。本年も、文部省は要求いたしましたけれども、実は交付税交付金の方が一・五割御承知の通りふえましたので、交付税交付金の方で十分みるからということ、本年は遺憾ながら補助の方は落したわけでございます。

○松永忠二君 その定時制についての施設とか、あるいは設備の額がふやされたといふことは承知いたしてゐるわけですけれども、一番定時制の關係で問題になつてゐるのは、四割の削減であることは御承知の通りだと思ふのです。これが実現が相当懸案の問題であるし、しかも、こういうふうな政策として掲げられてゐるときであるので、われわれとしては相当今度予算化

の可能というのを見ておつたわけ。青年學級についても、いろいろお話はあるけれども、具体的にはなかなか予算の伸びが少ないのではないかと、いふに、伸びどころじゃない、節約を受けてゐるというふうに私思ふわけ。そこで、大臣にお尋ねするのでありますが、今、青年の家の話も出てきておりますが、青年の家を建てるとして、私はいなかというよりも、むしろ町に建てられるといふか、市町村の中、町づくりの中心のところへ建てられるのじゃないかと思ふのです。それから高等学校に産業科を設置するといつても、高校は御承知の通り都市にあり、高校としては定時制は都市に相当多いわけ。分校の数はむしろ減つてきてゐるわけ。さうなつてくると、実は勤勞青少年と、さういつてみると、十五才から二十五才の青年といふものが大体千五百万ある。その中で教育を受けてゐる者が大体五百万、青年學級に行つてゐる者が百万だ、さういふことになる、あと九百万の勤勞青少年といふものが、いろいろな形で施策はされるとしても、ほとんど落ちてゐるわけ。しかも、その施策といふものが、やばらばらにあちこちた手を打つてゐるというふうな状態になつてきてゐると思ふわけ。そこで御承知のように、中央青年問題協議会が答申をして、産業高校といふものの設置を、仮称して答申をしてゐるわけですが、勤勞青少年の教育について、抜本的に何か考へてゐるところがあるのかどうか。さういふ点について、各地各所へばらばらに手を打つてはなして、抜本的方法

を講じてこの勤勞青少年の教育を充実させてゆくという構想をもつて進められてゐるのかどうか。その辺を一つ大臣からお聞きしたいわけ。

○國務大臣(松永東君) 御指摘になりました勤勞青少年の教育については、私は非常な関心を持つてゐるのであります。これは申すまでもなく、昼間の間、あるいは工場に、あるいは野ら仕事に一生懸命汗あふら流して働いた青年たちが、夜間のひまを利用して、さうして頭を練り腕をみがくという學問に、いそいそと行くという青年たちには、できるだけ国家が手を差し伸べてさうしてこれを救済し、なごやかな気持ちで學問をさせるというふうに仕向けていかなければいかんというふうに私は考へてゐる。先ほど御指摘になりました青年の家の問題、これは必ずしも都会に建てるものではございませぬ。むしろ、景色のいい村落あたりに建てて、さうして保健の趣旨にかなひ、さらに共同生活によつてお互ひに知識をみがき合つていく、さらにできれば職業的の教育もしたいというふうに考へておるのでございまして。従つて、むしろ町方というより、村落の方にさういふのを建てて、さうして空氣のいいところで修練させたい。さらにまた一つ、これは將來のことでございますが、御承知の通り四千万円は、この費用を運輸省の方が取りまして、そこで運輸省の方はどうかといふことをいろいろ聞いてみると、やはりこれも青年層の教育のためださうであります。さうして、さういふ計画は、温泉場とか、空氣のいい、見晴らしのいいところあたりに建てると、さういふような話でございまして、さういふ

を講じてこの勤勞青少年の教育を充実させてゆくという構想をもつて進められてゐるのかどうか。その辺を一つ大臣からお聞きしたいわけ。

を講じてこの勤勞青少年の教育を充実させてゆくという構想をもつて進められてゐるのかどうか。その辺を一つ大臣からお聞きしたいわけ。

費については、大體従前からやつてゐる仕事を伸ばしていく、こういうようなことになっております。そういつた意味で、さらに各省のそういうた仕事の進め方を連絡調整しながら、もつと強力に推進していくという意味におきまして、総理府の機構も整備される、こういうふうに聞いておるのであります。以上御説明をいたしました。

○高田なほ子君 私は非常にこれは重大だと思ふのですが、総理府でもつて今度青少年対策の総合的な施策、行政措置についての総合的な見解、そういうものを、総理府の所管になる青少年問題協議会に二千二百万円ばかりの予算が組まれておるんです。そうすると社会教育との関連については、これはよほど研究しなくちゃいけないんじゃないかと思ふ。社会教育法の第一条で、社会教育の目的を達するために、国及び地方公共団体のそれぞれの任務を明確に規定して、これらの社会教育の仕事に対して不当な干渉を極力排除するように繰り返して社会教育法では明記してあるはずで、そうすると総理府というのは、これは国の仕事です。そうすると社会教育自体が、その国の統制の中でもつて行、文部省の統制の中で行う社会教育の仕事としての青年の家というものを経営がされてくるということになると、これは社会教育法の目的と若干逸脱した方向にいくのではないか。今日なおもつて文部省の社会教育なるものは非常に批判があるんです。最近文部省の官僚統制がきつくなつた幾多の例を私は知っています。これはまたあとで御質問申し上げますけれども、こういう中でさらに総理府の指揮監督、命令指導のもと

に、社会教育の管理の中にある青年の家というものが運営されてくるということになる、非常なこれは問題になつてくるんじゃないか。私は文部大臣にも党籍を離れていただきたいくらいのことを申し上げておるし、もう文部省なんというものは要らないんじゃないか、こういうような考え方を持っておるんですがね。それはいろいろ議論もしたいところもあるんですが、この点についての関連はどういうふうにか、これをおとりになるつもりでしようか、大へん大切な問題ですから。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりましたのは、私が先ほど申し上げたことは、少し言葉が足らなかつた点もあるだろうと思ひますが、総理府にせうした統一の相談をする場所ができて、そうしてあるいは農林省、あるいは文部省その他運輸省というのが、重複したいろいろな施設をしないように、統一して仕事をスムーズにやつていくような相談をするという場所でございます。何もそれがそこで支配をして、そうして仕事を実施していくという場所ではないのであります。そういうところで、みんなそれぞれの協議を重ねて、重複を避けてスムーズに円満にいけるような方法をとりたい、こういう施設になつておるわけなのであります。私の申し上げたところは、その意味でございますから御了承願ひたい。なお、足らざるところは福田君から一つ申し上げることにいたします。

○委員長(湯山勇君) 大臣予算委員会に出られるそうですから……。

○松永忠二君 私はまだ少しあるが保留します。

○委員長(湯山勇君) 小林局長に御質問がある方は……、高田さん、さっきの私学振興会の……。

○高田なほ子君 私の質問の趣旨はわかつておられますか。

○政府委員(小林行雄君) 大体承わりました。もし足りなければ……。

○高田なほ子君 繰り返しますが、貸付金は三十三年度までに五十億支出することになっていきますね。ところが、三十二年度までに約四十五億の貸付がされておる、この貸し付けをする目的は、設置基準に達するために、つまり学校差を極力なくすためにせうした貸し付けが行われておるわけです。従つて三十三年度に繰り回される五億の貸し付けによつて全私立大学の学校差は一応設置基準に到達するの。五億という貸し付けは、総合的にこうぐるぐる回つておるのじゃないかと思ひますけれども、そこらの趣旨は、どういふことになつておるのかという質問です。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねの私立学校振興会の出資金並びに貸し付けについてでございますが、御承知のように私立学校振興会につきましては、二十八年度以来年々政府から資本金を出資いたしました、明年度の五億円で五十億になるわけでございます。そのほかに御承知の通り私立学校振興会が発行いたしました当時、現金出資として三億九千万円の出資金がございます。なお、私立学校振興会発足当時、それ以前に戦災復旧の貸付金の再建出資金を引き継いでおります。これが十七億六千万円、それらを合算すると大体七十一億五千万円という資本金になるわけでございます。これを今後申請者に対して貸し付けていくということになるわけでございますまして、なおそのほかに

も、たとえば私立学校教職員共済組合、この方の長期掛金の積立金の方から年々一部分借り入れをいたしてあります。三十二年度では一億五千万円、三十一年度では一億というような金を、これは利子つきでございますが借り入れております。これらの金をまあ貸し付けるわけでございますが、ただ先ほど申しましたように、再建出資の十七億六千万円分は三十年賦で貸してありますので、急速にこれが返るわけでございます。年々返つてくるといふ状況でございます。実際に、たとえば三十二年度では約十八億程度の貸付金になっております。明年度におきましては、これが御承知のように本年度の八億五千万が五億に減りますので、その分だけ減つてくるわけでございます。従つて十五、六億という貸付金額になるわけでございます。実際にこの各大学、あるいは学校の方から貸付金を受けたというところで申請してくる状況を申し上げますと、たとえば施設費の貸付金十五億に対して三十七億程度の申し込みがある。それから経営費三億二千万の貸付金に対して五億八千万程度の申し込みがある。従つて施設費につきましては二倍半程度の申し込みがあり、また、経営費につきましては一・五倍程度の申し込みがある状況でございます。従つてただいま申しました再建出資……、総額公称資本の七十一億五千万程度では、これは完全に私立学校の要望を満たすという状況ではございませんけれども、今までの五カ年計画を立てまして、一年延びましたけれども、予定の通り五十億を出資してもらいましたので、今後特別

の事情の変更のない限り、今直ちにさらに五十億以上の金を出資してもらいたいというのを政府に要望しても、なかなか実は困難ではなからうかと考へております。今後その場合にどうするかと申しますと、まあ、これにはいろいろ考え方があつたわけでございますが、たとえば信用のある学校が市中銀行から融資を受けるというような場合に、その保証をしてやるとか、あるいは利子について補給をしてやるとか、そういうような方法を講じて、できるだけこの資本金が有効に活用されるように方法を講じていきたい。場合によつては、私立学校振興会法の法自体にも、ある程度改正を加える必要が出てくるのじゃないか、こんなふうに予想しておるわけでございます。

それから、私もおりませんで大へん失礼いたしました。公立文教の關係で、たとえば僻地等において学校を整備する場合に、文部省が配分の際に、四十坪というような最低基準を設けておるんですが、それが最低基準であつたように思ひますが、一般的には、できるだけ公立文教の補助金につきましては、重点的に配分をいたしたい。従つて数年前までやつておりました微量配分というものを、一般の場合にはなるべく排除をしたいという原則を立てております。ただ、たとえば北海道のような、僻地の非常に多いような土地、また、その他の、たとえば本土におきましても僻地で、實際財政的に窮乏しておるような市町村につきましては、例外といたしまして四十坪以下の配分でもこれを認めるという措置をとつておる次第でございます。

○野本品吉君 わかりました。それで、くだいようですが、申し上げておきますが、大蔵省その他に、いわゆる零細補助を押えるという固定的なものの考え方、その零細補助の中には押えていいものと押えてはならぬものがある、この僻地に対する補助のときは押えてならない補助であるということ、十分頭に置かれて大蔵省との折衝をしていただきたいという希望を申し上げます。

○高田なほ子君 さつきから、これはぼつんと切り離した質問じゃなかつたんですよ。授業料値上げからここに発展していただければ。今の御説明だと、施設費がこれだけほしいというのを総計すると、大体三十七億、しかし、現在の状態としては十五億ぐらひだから、約二倍半になつておるといふので、それだけ不足になるといふことで、施設費がその不足分が、やはり足りないために、学校としては赤字財政ということに現在なつておるわけですね。それが授業料の値上げという形になつてくるわけですね。そういう因果關係になるのでしよう。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申し上げました十五億の貸付金額に対して三十七億の申請があるというの、なまの数字を、実はそのまゝ三十一年度の実績をそのまま申し上げたのでございまして、ただその場合に、三十一年度においては貸せないということでありました。それでは翌年まで待つというのがかなりあるわけでありまして、それから中には、銀行から借りてやはりその年度に建てるといふものがあるわけでございますが、これがそのまま赤字財政の大きな原因というほどまでには、実は考へておりません。

も、たとえば私立学校教職員共済組合、この方の長期掛金の積立金の方から年々一部分借り入れをいたしてあります。三十二年度では一億五千万円、三十一年度では一億というような金を、これは利子つきでございますが借り入れております。これらの金をまあ貸し付けるわけでございますが、ただ先ほど申しましたように、再建出資の十七億六千万円分は三十年賦で貸してありますので、急速にこれが返るわけでございます。年々返つてくるといふ状況でございます。実際に、たとえば三十二年度では約十八億程度の貸付金になっております。明年度におきましては、これが御承知のように本年度の八億五千万が五億に減りますので、その分だけ減つてくるわけでございます。従つて十五、六億という貸付金額になるわけでございます。実際にこの各大学、あるいは学校の方から貸付金を受けたというところで申請してくる状況を申し上げますと、たとえば施設費の貸付金十五億に対して三十七億程度の申し込みがある。それから経営費三億二千万の貸付金に対して五億八千万程度の申し込みがある。従つて施設費につきましては二倍半程度の申し込みがあり、また、経営費につきましては一・五倍程度の申し込みがある状況でございます。従つてただいま申しました再建出資……、総額公称資本の七十一億五千万程度では、これは完全に私立学校の要望を満たすという状況ではございませんけれども、今までの五カ年計画を立てまして、一年延びましたけれども、予定の通り五十億を出資してもらいましたので、今後特別

の事情の変更のない限り、今直ちにさらに五十億以上の金を出資してもらいたいというのを政府に要望しても、なかなか実は困難ではなからうかと考へております。今後その場合にどうするかと申しますと、まあ、これにはいろいろ考え方があつたわけでございますが、たとえば信用のある学校が市中銀行から融資を受けるというような場合に、その保証をしてやるとか、あるいは利子について補給をしてやるとか、そういうような方法を講じて、できるだけこの資本金が有効に活用されるように方法を講じていきたい。場合によつては、私立学校振興会法の法自体にも、ある程度改正を加える必要が出てくるのじゃないか、こんなふうに予想しておるわけでございます。

○高田なほ子君 収容増のためにこう
いう数字が出てくるのですか。この資
料がありましたらほしいのですが、各
大学の収容増のために、施設費が過分
に必要になってきたのか。

○政府委員(小林行雄君) これは私ど
も直接やっておりますし、振興会の方
で申請を受け、貸し付けをやっております
ので、的確にお答えできません
が、できるだけそういう収容増あるいは
現状での基準が足りないというよう
なことにについて、できるだけ調査して
みたいと思います。ただ、各大学、あ
るいは学校別ということになります
と、個々の大学なり、学校の財政面に
立ち入ってくることになるので、その
点は一つかんべんをいただきたいと思
います。

○委員長(湯山勇君) それでは、残余
の質問は次回に譲ることにいたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四分散会

三月一日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、学校保健法案

学校保健法案
学校保健法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 健康診断及び健康相談
(第四条―第十一条)

第三章 伝染病の予防(第十二
条―第十四条)

第四章 学校保健技師並びに学校
医、学校歯科医及び学校

薬剤師(第十五条・第十
六条)

第五章 地方公共団体の援助及び
国の補助(第十七条・第
十八条)

第六章 雑則(第十九条―第二十
一条)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、学校における
保健管理に關し必要な事項を定
め、児童、生徒、学生及び幼児並
びに職員の健康の保持増進を図
り、もつて学校教育の円滑な実施
とその成果の確保に資することを
目的とする。

(学校保健計画)

第二条 学校においては、児童、生
徒、学生又は幼児及び職員の健康
診断その他その保健に關する事項
について計画を立て、これを実施
しなければならない。

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採
光、照明及び保温を適切に行い、
清潔を保つ等環境衛生の維持に努
め、必要に応じてその改善を図ら
なければならない。

第二章 健康診断及び健康相
談

(就学時の健康診断)

第四条 市(特別区を含む。以下同
じ。)町村の教育委員会は、学校
教育法(昭和二十二年法律第二十
六号)第二十二条第一項の規定に
より習学年の初めから小学校又は
盲学校若しくは聾学校の小学部に
就学させるべき者で、当該市町村

の区域内に住所を有するものの就
学に當つて、その健康診断を行わ
なければならない。

第五条 市町村の教育委員会は、前
条の健康診断の結果に基づき、治療
を勧告し、保健上必要な助言を行
い、及び学校教育法第二十二條第
一項に規定する義務の猶予若しくは
免除又は盲学校、聾学校若しくは
養護学校への就学に關し指導を
行う等適切な措置をとらなければ
ならない。

(児童、生徒、学生及び幼児の健
康診断)

第六条 学校においては、毎学年定
期に、児童、生徒、学生(通信に
よる教育を受ける学生を除く。)又
は幼児の健康診断を行わなければ
ならない。

2 学校においては、必要があると
きは、臨時に、児童、生徒、学生
又は幼児の健康診断を行うものと
する。

第七条 学校においては、前条の健
康診断の結果に基づき、疾病の予防処
置を行い、又は治療を指示し、並び
に運動及び作業を軽減する等適切
な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第八条 学校の設置者は、毎学年定
期に、学校の職員の健康診断を行
わなければならない。

及び教員の結核に關する定期の健
康診断は、前項の規定にかかわら
ず、都道府県の教育委員会が行う。

3 学校の設置者は、必要があると
きは、臨時に、学校の職員の健康
診断を行うものとする。

第九条 学校の設置者は、前条第一
項又は第三項の健康診断の結果に
基づき、治療を指示し、及び勤務を
軽減する等適切な措置をとらなけ
ればならない。

2 都道府県の教育委員会は、市町
村の教育委員会に対し、前条第二
項の健康診断の結果を通知し、か
つ、その結果に基づき必要な指示を
しなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準
等)

第十条 健康診断の方法及び技術的
基準については、文部省令で定め
る。

2 第四条から前条までに定めるも
ののほか、健康診断の時期及び検
査の項目その他健康診断に關し必
要な事項は、前項に規定するもの
を除き、第四条の健康診断に關す
るものについては政令で、第六条
及び第八条の健康診断に關するも
のについては文部省令で定める。

(健康相談)

第十一条 学校においては、児童、
生徒、学生又は幼児の健康に關
し、健康相談を行うものとする。

第三章 伝染病の予防

(出席停止)

第十二条 校長は、伝染病にかか
つており、かかつておる疑があり、
又はかかるおそれのある児童、生
徒、学生又は幼児があるときは、

政令で定めるところにより、出席
を停止させることができる。

(臨時休業)

第十三条 学校の設置者は、伝染病
予防上必要があるときは、臨時
に、学校の全部又は一部の休業を
行うことができる。

(省令への委任)

第十四条 前二条(第十二条の規定
に基づく政令を含む。)及び伝染病
予防法(明治三十年法律第三十六
号)その他伝染病の予防に關して
規定する法律(これらの法律に基
く命令を含む。)に定めるものの
ほか、学校における伝染病の予防
に關し必要な事項は、文部省令で
定める。

第四章 学校保健技師並びに
学校医、学校歯科
医及び学校薬剤師

(学校保健技師)

第十五条 都道府県の教育委員会の
事務局に、学校保健技師を置くも
のとする。

2 学校保健技師は、学校における
保健管理に關する専門的事項につ
いて学識経験がある者でなければ
ならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受
け、学校における保健管理に關
し、専門的技術的指導及び技術に
従事する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬
劑師)

第十六条 学校には、学校医を置く
ものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科
医及び学校薬剤師を置くものとす
る。

二

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に關する専門的事項に關し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部省令で定める。

第五章 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。)で次の各号の一に該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(国の補助)

第十八条 国は、地方公共団体が前條の規定により援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

昭和三十三年三月八日印刷

昭和三十三年三月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、公立の義務教育諸学校の校長(首学校、幹学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する学校の校長)及び教員の結核に關する定期の健康診断に要する経費の一部を補助することができる。

3 前二項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第六章 雜則

(保健室)

第十九条 学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第二十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定がある場合のほか、この法律に基き処理すべき事務を校長に委任することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律中第十七條及び第十八條第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

(学校薬剤師の設置の特例)

2 学校薬剤師は、第十六條第二項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、置かないことができる。

3 (学校教育法の一部改正)
学校教育法の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。
第十二條 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員、健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第二十六條中「伝染病にかかり、若しくはその真のある児童又は」を削る。

(結核予防法の一部改正)

4 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「職員、」を削り、同條第四項中「使用者又は学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断の対象者に対して」に、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)を「学校保健法(昭和三十三年法律第

号)」に、「を行つた場合」を「が行われた場合」に改め、「ときは」の下に、「当該対象者に対してそれぞれ使用者又は学校若しくは施設の長が」を加える。

第二十一條に次の一項を加える。
2 前項の規定は、他の法律又はこれに基く命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第四條第四項の規定により同條第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行つた場合に準用する。

第十三條第一項中「健康診断を行つた者」の下に「(同條第四項の規定により同條第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。)」を加える。

第二十條中「第十一條」を「第十一條第一項」に改める。
(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び事務職員」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二條第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。)」を、「扶養手当」の下に、「通勤手当」を加え、「日直及び宿直に關する手当」を「宿日直手当、管理職手当」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。